

令和3年色麻町議会定例会6月会議会議録（第2号）

令和3年6月16日（水曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長補佐	大槻清章君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第2号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第2号	令和2年度色麻町繰越明許費繰越計算書について (令和2年度色麻町一般会計繰越明許費)
日程第4	報告第3号	令和2年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第5	議案第46号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第47号	色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7	議案第48号	令和3年度色麻町一般会計補正予算(第3号)
日程第8	議案第49号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第9	議案第50号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第10	議案第51号	令和3年度色麻町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第11	議員の派遣について	

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第2号	令和2年度色麻町繰越明許費繰越計算書について (令和2年度色麻町一般会計繰越明許費)
日程第4	報告第3号	令和2年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第5	議案第46号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第47号	色麻町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第7 議案第48号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第49号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）  
日程第9 議案第50号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算  
（第1号）  
日程第10 議案第51号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第11 議員の派遣について
- 

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、早坂利悦町長より発言の申出がありますので、許可いたします。御登壇の上、発言願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 改めて、皆さんおはようございます。日程に入る前ですけれども、御報告を申し上げたいと思います。

沖縄県道104号線越えの155ミリ誘弾砲実弾射撃訓練の分散実施について、昨日の行政報告の中で詳細な日程は近日中に示されますと申し上げましたが、昨日の午後5時に防衛省から発表がありましたので、御報告をいたします。

まず日程ですが、7月上旬に訓練部隊が王城寺原演習場に到着します。射撃訓練は7月15日から24日の10日間、このうち射撃日数は8日となっています。訓練部隊の撤収は7月下旬とのこととございます。次に、訓練の規模ですけれども中隊レベル、人員は約210名、車両は約60門、砲数は4門と発表されました。

昨日も申し上げましたけれども、訓練期間中は宮城県及び地元3町村で連携を図り、随時正確な情報提供を求めながら訓練開始から撤収するまで巡回パトロールを実施し、町民皆様に適宜情報を提供して安全対策等に万全を期すよう適切に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長からの申出による発言を終わります。

これより本日の日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。前日に引き続き一般質問を継続いたします。

1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず、風力発電について。八森山風力発電計画の事業者の説明会を要請する件を前にお願いしたんですが、それはどうなりましたか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員にお答えをしたいと思います。

風力発電関係が第1問のようでございますけれども、説明会ということでのお尋ねのようございました。このウインドファーム八森山事業の住民説明会は、当初令和3年2月4日午後6時30分より農村環境改善センターにおいて開催する予定となっておりますが、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止になった経緯があります。

事業者においては、環境影響評価報告書の縦覧を行い、1月15日から2月15日までの1か月間、役場1階ホールに意見箱を配置して、投函または郵送によって御意見、御質問を取りまとめたところがございます。事業者は住民意見概要を取りまとめ、経済産業大臣に提出送付することになります。

本町としては、事業者が本事業を進めていくに当たっては、住民理解を得ることが最重要であると考えております。本町として事業者に対し、住民説明会の開催について要請してまいりましたが、事業者によりますと、東京における緊急事態宣言が6月20日まで延長されておりますが、緊急事態宣言の解除を待ち、6月下旬から7月の間に農村環境改善センターを会場に住民説明会の開催を検討していると、こういう報告を受けております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 説明会を行う場合に、リモートではとても分かりづらいので、必

ず対面の説明会にさせていただきたいと思います。ほかの地域では説明会で感染対策をきちんとした上で対面の説明会を行われているので、それで何も問題は起きていないので、ぜひ事業者には対面での説明会を要求させていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ぜひそのように開催をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、次に、保安林解除の手續に関してはどうなっているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

保安林解除の手續につきましては、農林水産大臣の権限となっております。事業者が県知事へ直接申請し、農林水産大臣宛て進達されて審査が行われるということになります。現在、その風力発電所の計画には民有林、それから町有林があり、保安林指定を受けている状況でございます。宮城県北部地方振興事務所に現在のところの確認をいたしておりますが、事業計画者から保安林解除に関する相談があったということはないということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 保安林解除、風力発電計画の計画されている地域の中で保安林解除に関わる保安林、どういう種類が関わっているかは分かりますか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 保安林指定の内容でございますが、水源涵養保安林となっております。

以上です。（「保安林の種類だよ」の声あり）樹種ということでございますでしょうか。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 水源涵養とか3種類ぐらいあったと思うんですが、1種類だけですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 水源涵養保安林の1種類でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 分かりました。

次の質問なんですが、風力発電予定地から2キロ以内の戸数と人口、3キロ以内の戸数と人口はそれぞれ幾らでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

環境影響評価方法書の中で建物の数について調査したデータが記載されております。2キロ以内では加美・色麻両町で92戸の建物が存在しているという調査結果が出ております。3キロ以内のデータについては、ございませんでした。また、人口についても調査データというものは出ておりませんでした。この加美・色麻両町で2キロ以内での92戸の内訳でございますが、加美町で72戸、色麻町で20戸という事業者の調査結果が出ております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、次の質問です。八森山の標高は何メートルでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

国土地理院の出典のデータでございますが、八森山の標高は505メートルでございます。以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 風力発電基の風車の高さは計画では190メートルとありますけれども、事業者の話ですと、場合によっては風車の数を減らして1基当たりの大きさを大きくする可能性もあるようです。それで約200メートル、200メートル前後として計算すると、八森山の尾根に建つ風車の高さは505メートルに200メートルを足すと705メートルということになります。葉菜山の高さが553メートルです。風車は葉菜山より150メートルくらい高くなります。これはかっぱのゆよりも、むしろ町の中心部のほうから相当大きく見えるのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員、今の質問はどういった内容なのか、もう一度。大内直子議員。

○1番（大内直子君） 風力発電の見え方ということで、地元のところからどれだけ大きく見えるかということとか、観光地からどれだけ大きく見えるかということがこれまで事業者なりのことで取り上げられているんですが、これだけ高いと、もう少し色麻町の普通に生活する場からの見え方というのをきちんと考えなければならないのではないかと。県の環境影響技術審査会の中でもそれが指摘されているんですね。町の大きめの集落の眺望というのは全部出してくださいということで、そういうことが出ています。まず、そういうことが出ているのにも関わらず、方法書の中にはそれが反映されていないんですね。そういうことについて、まず、町はどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭申し上げたとおり、まだ説明会も何も直接内容等について聞いているわけではございませんので、一方では町民の皆さんも具体的な話は聞いておられない状況だと思います。

ただ、今のようなことであれば、確かに足されれば500足す200と、このようになるわ

けですけれども、そういうことの景観がどうだろうかということになるんでしょうけれども、このことについては、そのことを、例えば前回も話の中に出たかと思えますけれども、そういうことを一つのまちおこしといいますか、町としてそれを売りにする町もあるわけですね。その景観をまずいと。大変圧迫感があるとか、そういうことも一面あるかもしれませんが、必ずしも人によってはマイナスと捉える人ばかりではないかもしれないということになるろうと思います。町としては、よく説明を聞かないうちは何とも分かりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） これから風車があちこちでどんどん建つ状況の中で、風車でまちおこしというのはあり得ないと思います。どこにでもあると思うので。今回方法書に対して色麻町として意見書を県に出しました。その中で非常に町民の生活にとって大事なことが書かれています。

まず1つ、騒音及び超低周波音について。低周波音は障害物などがあっても迂回して音が届き、むしろ障害物と共振増幅するという特性がある、本当にこれとても大事なことです。風力発電の超低周波音においても同様であり、風車と周辺住宅の間に山がある場所等での健康被害が懸念される。

それから鳥獣、獣の被害のことで、イノシシやツキノワグマ等による農作物の被害が発生しており、風力発電施設の設置に伴い、行動範囲の拡大が予想されることから、その対策を検討し、必要な対処方法を明確化すること。本当に風力発電設置場所の周辺にイノシシやツキノワグマ等がいるということはもう調べられてあって、風力発電施設ができたならば、そのイノシシや熊等が下りてくるかもしれないというのは十分考えられることで、それも非常に懸念されることだと思います。

景観について。住民がふだん暮らす集落からの見え方については含まれていない、これは先ほど指摘したことです。

それから森林関係。保安林の指定がされているため、保安林の種類ごとの機能に対する影響の調査予測を行うこととあります。

それから水質関係で、計画実施区域から約5～6キロメートルの地点に色麻町の水道水の地下水源があるため、水質の変化が懸念される。環境影響評価方法書には造成に伴う漂流水の評価方法については記載があるが、地下水についての評価方法は記載がない。地下水源への影響の有無について、適切かつ十分な調査をすること。町民が使う生活用水に関わることで、これも非常に大事なことだと思います。

こういうことが色麻町から県への意見書に書かれています。こういうこと、町からの意見書、とても住民にとって大事なことが書かれているわけですが、これを今度の説明会のときに事業者に直接町から問いただしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは可能だと思います。それで、やっぱりいろんな先入的な知識を持っているというのも大変大事なことで、既にこの風力発電を設置

されて稼働しているところもあるわけですから、いずれやるとかやらないとかということとは別にしてもですね、そういう受入れの知識も大事ですけれども、実際にはどうなのかということも私も見たことありませんので、いつか時間を取ればどっかそういうことも実際に見て、どういう状況になっているかということを経験で感じたいなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 説明会ではいろいろ聞いても、その場で回答がないこともあると思うので、そのときは役場を通して回答をもらうようにしていただきたいと思います。ですから、担当課長は必ず出席するようにお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時間の許せば出席させます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 時間許せばということなのですが、町からは必ず誰か来ていただけるのでしょうか。これは町の仕事ではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 仮に出張でもなければ、その時間に許せば私が行きます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 分かりました。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。色麻町のコロナ対策の在り方について。公共施設の使用制限の期間及び施設名と使用制限をすることになった理由をお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の2つ目の質問、本町のコロナ対策の在り方ということでの質問をいただきました。この施設関係の使用制限の期間あるいはその理由ということですが、まず、全国の新型コロナウイルス感染症の感染者数が全体としては減少傾向ということにはなっていますが、依然として増加している地域もあります。国の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令されておいて、全く予断は許さない状況であるという認識を持っております。

本町のコロナ対策は、国の基本方針や県の方針に基づきまして、町の対応を色麻町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議をし、これまで16回の対策本部会議を開催してまいりました。

今年度の使用制限をした公共施設は、農村環境改善センター、公民館ですけれども、それからコミュニティーセンター、これはゲートボール場も含む、いわゆる野外関係も含みます。保健福祉センター、これは児童センターも含みます。農業伝習館、これは資料展示室も含みます。公民館の図書コーナー、学園の図書館内も含みます。移動図書館のなかよし号、町民体育館、町民小体育館、屋外運動場、武道館、テニスコート、愛宕山公園サッカー場、愛宕山公園パークゴルフ場、また愛宕山公園と花川の河川公園、児

童センター前公園、農村公園の遊具の利用についても見合せをしたところであります。

公共施設の使用制限の理由と期間につきましては、3月19日に開催しました本部会議において、県と仙台市の独自の緊急事態宣言の発令に伴い、県全域で不要不急の外出や移動の自粛要請が3月18日から4月11日までの期間となったことを受けまして4月11日までといたしました。その後、国から宮城県がまん延防止等の重点措置の対象地域として4月5日から5月5日までの期間となったことを受けまして、4月5日の本部会議で5月5日まで延長することといたしました。その後も国から宮城県がまん延防止等重点措置を実施すべき期間が5月11日まで延長されたことに伴い、4月28日の本部会議で5月11日まで、さらに延長したところでございます。

国や県の感染対策や感染状況を考慮しながら町主催の行事の自粛、公共施設の使用制限などを行い、町民の皆様を感染から防ぐことを重要と考えておるところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 宮城県から、宮城県と仙台市独自の緊急事態宣言が発令されたわけですが、その宮城県から公共施設の使用について何らかの要請はあったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 特に具体的な要請ということではなくて、さっき回答申し上げたとおり、不急の外出や不急のそういう移動ということを避けるということでのことでございました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、この13の施設を使用中止するに当たって、一つ一つ中止するかどうかを検討したわけではないわけですね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一つ一つと言えればいいか、全部と言えればいいか、結局、公共施設関係は全部ということで使用を禁止したということです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、ちょっと個別にお聞きしたいと思います。

まず、農村環境改善センター、コミュニティーセンター、農業伝習館の部屋の貸出しについては、部屋を貸し出すということでは大差ないと思うので、まとめてお聞きしますが、部屋を貸し出した場合に感染が起こるかもしれないとしたらば、どのようなケースが考えられるのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは3密状態ということになると思うんですけども、いずれにしても、そうでなくたって接触すれば、言ってみればどなたがその菌を持っているかということとは分かりませんので、これは接触すれば、あるいはということはありません。ですから、避けるためには、とにかく不要の外出とか、そういうことは一切避けるようにしていただくのが一番だということで、施設関係については使用しないというこ

とで考えました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 県の要請で、会議室の使用に関係あると思われる部分は飲酒を伴う多人数や長時間に及ぶ会食を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底することという部分です。マスク着用に関しては、もう既に徹底されていると思います。もう一つは、飲酒を伴う会食の自粛ということなので、飲酒を禁止にすればいいし、それでも会食中にマスクを外して会話が弾むことが心配ならば、会食そのものを禁止すればマスクを外すこともないので安心だと思います。そのような対策では駄目だったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱりこの時期は宮城県も相当な勢いで感染者数が増えておりましたね。しかも我が町も、あるいは近辺、近隣の市町村でも毎日のように出ておったわけですので、これはやっぱりもう使わせないというほうが、それより安全なことはないということで、とにかく本町から感染者は出さないということで、使用は禁止をさせたということです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、公民館の図書コーナーとなかよし号の中止については、どのような可能性が考えられたのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 可能性と言われますと、やっぱり人との接触だと思うんですけども、結局は個別にこれはいい、これは悪いというそういう捉え方でなくて、やっぱり人が集まる可能性のある公共施設という捉え方ですので、全てどの施設も全部使用禁止と、こういう判断をしたものであります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 近隣の自治体の図書館では、色麻よりもずっと大きいところですが、椅子や机などの使用は禁止にして、本の貸出しのみという対応を取ったところもあったようですが、そのようなことの検討はしなかったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） しておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、愛宕山公園、花川河川公園、児童センター前公園、農村公園などの遊具の利用禁止についても、どのような懸念があったのか。例えば、小さな子供であれば、保護者同伴ならば使っていいとか、あるいは子供も分かるような約束事をつくるとか、そういうことでは対応できなかったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうふうにはですね、このようにしたらどうか、このようにしたらどうかと言えば、それは考えられない話でもなくなりますけれども、しかし、このウイルス関係については、どこからどのようにというのはもう全く分からないわけです。

ので、とにかく人と接触する機会をなくすということですので、遊具であろうと、今質問にあった図書館であろうと、そんなに大勢は入らないかもしれませんが、いずれにしても全部同じ考えで、とにかくこの期間は色麻町から感染者をとにかく出さないように気をつけなくちゃならないということでの判断ですので、個別にこの場合はどうだ、あの場合はどうだということの検討はいずれもしておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ほかのところで止めているときに色麻だけ開ければ、ほかから人が流れて入ってきて、かえって人流が増加して感染者が出るという考えもあったと思います。でも、例えば部屋を貸し出すというのは予約制ですので、仮にたくさんの予約が押し寄せても、貸せる部屋の数は決まっているので人流の増加にはならない。何ならば、色麻町民のみという制限を設けてもいいと思います。去年コロナ対策として各施設にたくさんの設備をしました。それは何のためだったんですか。こういうときのためだったんではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全て町民を守るためでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 最初に使用中止を決めた色麻町コロナウイルス感染症対策本部の会議が開かれたのは3月19日で、その1日前の18日に色麻で感染者が初めて出たと、そういうタイミングでした。だから、非常に緊張感があったことは想像できます。その緊張感の勢いで公共施設を全部閉鎖してしまったということも想像できます。でも、その後、4月5日、4月25日と会議を開いているわけですから、少し冷静になってコロナ対策のポイントは何かを考えてもよかったのではないのでしょうか。1か所で感染者が出たからといって、コロナウイルスがすぐに町内に広まることということは全くあり得ません。どこで感染したか分からない市中感染の状況が色麻では起きていませんでした。町長、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結果論的に言えばそういうことだったかもしれませんが、やはりこの時期に、例えば外でやる、例えばパークゴルフ場あるいは公園もしかりですが、それはいいのかなという思いもなくはなかったんですが、例えばほかの町ではやはり開放しているところがあります。

ただ、本町はやっぱり町民の皆さんの中にどうしてもこれは何としても感染者出してはいけないという思いが強かったものですので、全て、そういう思いもなかったわけはありませんけれども、全て町民の皆さんの使用を我慢してもらおうということで使用禁止にさせていただいたと、こういうことであります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。マイクのスイッチ入れてください。

○1番（大内直子君） 役場ではどういうコロナ対策をしたのでしょうか。この施設の使用中止した期間ですが。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはずっと今でも同じですけれども、とにかく手洗い、消毒というような、そういう当たり前のことを徹底しているというだけで、特別変わったことということとはございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻で一番人の流れがある、人流があるのは役場だと思います。大崎市からも仙台市からも東京からも大阪からだって来ます。大阪から来たときに、大きく窓を開けてマスクをして対応したという話も聞きました。つまり、役場ではこれまでのコロナ対策、マスクをして、換気をして、3密を避けるということで乗り切ったということです。役場に比べてはるかに人流の少ない町内各施設は使用中止はすべきではなかったんじゃないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 見解の相違としか言いようがないんですけれども、やっぱり万全を尽くして、それで結果的には何もなかったから、じゃそこまでする必要はなかったかなと言われれば、そう言われても困るんですけれども、やはり町としては尽くせることについては精いっぱい尽くして、そして町民の安全を守るという以外にはないわけです。

ですから、確かに使用したいと思っていた方もあったと思います。特にパークゴルフ場なんかはどこのパーク場も使用していましたので、何でうちらほうだけやというふうにも、そんな思いもあったようなんですけれども、とにかく本町としては、どの施設についても全部さっき申し上げた期間中は使用禁止だと、我慢してほしいということで、そういう結論を出して徹底をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） その決定の仕方は、ちょっと私にとっては思考停止ではないかなと思うんですが、ちょっとこれは置いておいて、次の質問に移りたいと思います。

2番目に学校ボランティアによる田植え等の屋外授業の実施状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 大内議員にお答えいたします。

2番目の質問で学校ボランティアによる田植え等の屋外授業の実施状況はということでもらっておりまして。例年、学校支援ボランティアは、米づくり、エゴマ栽培、野菜づくり、裁縫、ミシン指導、校外学習随行、史跡巡りなど20授業内容にボランティアを派遣してございます。

令和2年度の米づくりでは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中でありましたので、5年生児童による田植え作業体験は中止といたしました。その際、支援ボランティアと職員で田植え機械を使用して植えております。また、秋には感染対策を講じた上

で、5年生2クラスを時間に分けて1クラスずつ刈取り体験をいたしております。

令和3年度の米づくり体験については、田植え作業体験は5月27日に実施いたしました。しかし、5年生児童による体験活動は翌週6月2日から花山合宿を控えていたため、感染防止を最優先に考え、中止といたしました。その際、ボランティアと職員で田植え機械で昨年同様植えたところがございます。また、その様子を担当の教諭がビデオ撮影をし、後日編集し、児童が視聴するということになっておりました。

今年度も学校支援ボランティアの御協力をいただいで、既に田植えや学校畑の畝たて、サツマイモ植え、花壇の花植え、ドキドキわくわく町探検の随行、町内史跡巡りを終えております。また、6月22日にはエゴマについての指導講話が予定されております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そうすると、今年田植えが中止になったのもコロナ対策ということだったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 一つの要因としては、そのとおりではございます。翌週に花山の合宿も控えておりましたので、対策を取って中止にしたということになります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） まず、花山と近くて日程が合わなかったということなんですが、コロナの影響で1年以上子供たちの学びが制限されていることを思うと、特にこの田植え、泥の中に足を突っ込んで田植えをするという経験はすごく大事な経験で、コロナのダメージを少しでも減らすということからも、特にこういう体験の学習の機会は確保すべきではないかと思うんです。例えば日程のどちらかをずらすとか、そういう余地はなかったのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

日程関係、学校の授業の進み具合もございますけれども、何度かその調整を図った上で、今回もこのような中止という決断をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 分かりました。

それでは、3番目の色麻町の自死対策についてという質問に移ります。

自死ということなんですが、自死ということに至るまでは病気であるとか健康問題、経済的な困難、大切なものを失う喪失体験など、誰でも人生の中で経験することがきっかけになっていて、本当に身近な社会問題だと思います。七十七リサーチ&コンサルティング株式会社が今年の3月19日に発表したところによると、2011年から2019年の9年間の中で県内の自治体の自殺率を比較したところ、色麻町は県内で2番目に多いという

結果が出ました。その前の5年間では自殺率上位10自治体の中に色麻町は入っていませんでしたので、必ずしも2番目という数字にこだわる必要はないと思いますが、決して少ない人数ではないという認識は持つべきだと思います。

まず、1番目の質問ですが、色麻町の自死対策について、生きやすさの支援としてどのようなことを行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の3つ目の質問、自死対策ということでございます。自死に至る背景の全国的な傾向としては、健康あるいは経済、あるいは生活の問題や家庭内・勤務先での人間関係により、精神的な不調を来した結果となっております。また、社会的重責や親の介護、退職や家族との別れなど、人生の節目に心身のバランスを崩しやすいとも言われております。

本町では、自殺対策基本法に基づきまして、色麻町自死対策計画を策定しております。その計画では、全ての課における全事業から生きることの支援に関する事業の棚卸しを行い、町民の皆様のニーズや、自死対策に関する課題を捉えた上で生きやすさへの支援を推進していくために5つの基本項目に沿って取り組むこととしております。

5つの項目については、担当課より説明をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

自死対策の基本的事項ということで、計画の中で5つの項目を掲げてございます。

まず、1点目が、地域におきますネットワークの強化ということで、これは各種団体の代表者17名から成る町地域自死対策協議会で町民の目線から本計画に関する御意見と進捗確認をしていただき、各団体での取組の共有とネットワーク化を図りながら、計画の推進に関わっていただいております。

2点目については、自死対策を支える人材の育成でございます。町民の皆様と直接対応する機会の多い町職員については、自死のリスクが高い人の存在に気づき、見守り、必要な相談支援へつなぐ役割をする人、いわゆるゲートキーパーを育成する研修会を令和元年度より実施してございます。全職員がゲートキーパーとしての役割を認識し、対応できるよう人材育成を行っているところでございます。昨年度におきましては、町民向けゲートキーパー養成講座としまして民生委員、児童委員及び町地域自死対策協議会委員の方々に養成講座を受講していただいております。今後も各種団体の皆様にゲートキーパー養成講座を受講を順次進めていく予定としてございます。

3点目が住民への啓発と周知ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方が従来の生活とは異なる環境で生活をしておりまして、非常にストレスのかかる状況にあると認識してございます。昨年12月に相談窓口の周知啓発といたしまして、全戸へチラシの配布をしております。そのほかに広報紙、ポスターを通じての啓発に努めている状況でございます。

あと、4点目が生きやすさの支援ということで、自死対策ですね、個人においても社

会においても生きづらさを減らす取組に加えまして、生きやすさを増す取組を行うことによりまして、自死のリスクを低下させる方向で推進していく必要があると認識してございます。様々な生活上の困り事を察知し、関係者が連携して解決を図る支援を進めていくための取組が重要であると考えてございます。こういった状況を踏まえまして、行政や地域の支援体制の充実が重要でありまして、各種の団体においても取組が行われている状況でございます。

今年2月に開催しました地域自死対策協議会で各団体の取組内容も御報告されまして、老人クラブでは独り暮らし高齢者への友愛訪問、あと、保健推進員によります健診申込書取りまとめの訪問の際に声がけを行うなど、支え合う体制の大切さについても話し合いが行われてございます。今後も行政と地域の皆さんとともに取り組んでいきまして、生きやすさの支援を継続してまいりたいと考えてございます。

あと、5点目が児童生徒のSOSの出し方に関する教育ということで、児童生徒がつらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということ学ぶ教育を行うことによりまして、直面する問題に対処する力を身につけることができるよう取り組んでおります。具体的にはスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが週1回来校いたしまして、児童生徒及び保護者、教員が自由にプライバシーが守られた中で相談ができる場を設けてございます。いじめや学校での困り事、家庭環境の悩みなど様々な相談に対し、支援を行っております。

以上が5つの基本事項でございまして、今後もですね、町地域自死対策協議会の委員の皆様御意見を伺いながら、互いに支え合いながら生きることの喜びを持てる色麻町を目指して取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻町として、できるところから取り組んでいると思います。この取組というのは地域の中での取組と、あと、教育の中での取組の2つに分けることができると思うんですが、まず、地域での取組について取り上げたいと思います。

自殺率が日本で最も低い徳島県の海部町という町で、4年間をかけてなぜ自殺者が少ないのかということの研究した岡 檀という方がいます。この方の研究の中から「サロン機能」というのと「自己肯定感」という言葉をキーワードに質問していきたいと思えます。

色麻町で取り組んでいる日常のちょっとした折に声がけを行うというのはとても大切な取組だと思います。いろんな困難にぶつかったときに、大変なときに、それが深刻な状態になる前に相談する人がいたり、弱音を吐いたり愚痴を言ったりする相手がいるというのは、大分結果として違ってくると思います。そういうちょっとしたことを話せるサロンのような場がふだんの生活の中にあるともっといいわけです。日常生活の中にあるそういう場のことをサロン機能のある場所と岡さんは言っています。その日本一自殺が少ない海部町では、そのサロン機能を持つ場所がとても多いそうです。例えばちよっ

と腰をかけて話せる縁側のようなものを持つ家が多かったり、あるいは老人センターとか公民館、スーパー、商店など様々な場所が活用されていて、気軽にしゃべって情報交換をしている姿があちこちで見られるということです。その町は狭い町なのでそういう状況ができやすいわけですが、問題はこの広い色麻町でそういう場をどうやってつくることができるだろうかということなんですね。

先日、社協で発行した「しかま支え合い情報誌」というのがあるんですが、その中に向町のあたごふれ・愛タウンの隣にほりごめファームという共同農地があるという記事がありました。毎週日曜日に集まれる人で集まって農作業をする、ここで大人も子供も交流ができて気軽に話せる環境ができたこと、それによって子育ての悩みなんか一人で抱え込まなくて済むようになって、とても気持ちが楽になったという話を聞きました。これもサロン機能の一つだと思います。町がつくったのではなくて、地域の方の協力で維持されているわけですが、そういう環境を、畑に限らず「縁側」というのもキーワードだと思うんですが、そういうサロン機能を持つ場を町のあちこちにどうつくっていくかというのは、これから政策を考える上で重要な視点ではないかと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 考え方については、私も同感であります。町としてそういうサロンというよりも、もう少しくくりを大きくして地区のコミュニティー推進ということで幾らかの予算ではありましたけれども、スタートをしました。ところがこのとおりのコロナの関係で、それぞれの地区のいわゆる集まりということができないということで、これは何とも残念だなあというふうに思っているんですけども、考え方としては私もやっぱりそういう地域の中での人と人とのつながりというものを大事にしたいものだなあという思いは同じです。

そして、もう少し言わせてもらえば、やっぱりふるさとというのはそういう温かみがあるところがふるさとなのかなという思いは、自分としての思いはあるものですので、やっぱり人と人とのつながりを大事にしてやりたいものだと。あるいは人と自然とのつながりも大事にしてやりたいものだなあという思いを持って、まあ大きな予算はつけられないんですけども、取組をスタートさせたつもりであります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） その取組は本当に大事なことだと思います。

ただ、そういう地域の中の催しというだけでなく、一人一人が自発的に好きなときに好きをところに行ってしゃべれるということもすごく大事なわけで、さっき言った「しかま支え合い情報誌」というところの中に「登録型お茶っこ支援助成金」という記事があって、高齢者の集いの場としてお茶っこ会を年間10回以上行っている5世帯以上の任意団体に経費の一部を助成するというものがあります。年をとっても自分で歩いていけるところに気軽なおしゃべりの場があるというのはとても大事なことで、それを増やすためにこんな仕組みをつくったということです。お茶っこ会に限らずこういう気楽

に、気軽に行ける、自分で自発的に行きたいときに行ける、そういう場を1人の人がいろいろ持っている、1つではなくていろいろ持っているということが大事で、そうするとどれか1つの人間関係がうまくいかなくなっても別のところがあると思えば、村社会的なストレスを感じることもなく暮らしていけるんだと思います。

色麻に既にある大きなサロンとして、かっぱのゆがあると思います。今はコロナなので温泉に行っても、あまり皆さん長湯をしないで帰ってくるようなんですが、ふだんはあそこに行くと誰か知ってる人がいて、おしゃべりができて新鮮な情報が入ってくる、そんな場所です。隣の穀菜センターも野菜を出しに行きながら知り合いやお客さんとおしゃべりをすることができて、そういうサロンの役目を果たしています。温泉の設備の修理に多額の経費がかかっているの、温泉を手放すという選択肢も議論されているようなんですが、実際に温泉の利用者がここ10年そんなに減っていないというのは、非常に注目すべきことだと思います。かっぱのゆの運営がどのような形になるにしろ、サロンの役目を果たしているということも踏まえて、その利用者が減っていないということも踏まえて、温泉とその周辺をこれからのまちづくりに生かすという考えはありませんか、町長にお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言葉では「考えています」と言うのは簡単なんですけれども、それぞれの地区の中にいろんなよさがあったり、そして、町全体で見たときに拠点をどこにしようかなということも踏まえないければならないかと思います。今、本町で人が集まるというのは愛宕山と、やっぱり今言った平沢の交流センターということになるかと思えます。このところを拠点にするということについては、それはそのとおり、その考えについては、そのとおり私も考えております。具体的に何をじゃあどうするんだということについては、具体的に示すものはございませんけれども、意識としては持っておりますので、もしアイデアを出してもらえらば、検討をさせてもらってもいいかなというふうに思っております。

それから、この生産者の中でつくっているアメニティーという、愛宕山でもいろんな野菜を出してくれたりなんかして、そこでも人の交流が図られているようなんですけれども、そういうことが各地で行われるようになれば、やっぱり町の中でのお互いに顔が見えてくるのかなという思いもありますので、平沢の穀菜センターもしかり、どしどし利用してもらえればなという思いはございますし、今提案されたような考えを、もし具体的に出示していただければ検討したいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1 番大内直子議員。

○1 番（大内直子君） 今度は自殺予防の働きをするプラスの要素としての自己肯定感ということについて見ていきたいと思えます。

自己肯定感ということは、ありのままの自分に肯定的な意識を持つということで、自分の身の回りに起こる様々なことに対して、自分にも何かできることがあるという感覚を持つことです。例えば政治について、あるいはまちづくりについて関心が高いということにもつながります。その関係でお聞きしたいんですけども、まず、色麻町のホームページへのアクセス数について、どのくらいあるかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

ホームページへのアクセス数ということでございますが、年々増加傾向にございます。平成30年度では約5万3,000件、令和元年度では6万4,000件、令和2年度では6万8,000件ということで、当然閲覧者の方が多いということでございますので、閲覧されているページ数も比例して多くなっているわけございまして、平均いたしますと6ページから7ページ、一度ホームページに訪れた方は6ページから7ページ御覧いただいと、このような状況でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1 番（大内直子君） その中で、議会中継へのアクセス数はどのくらいあるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

議会中継へのアクセス数でございますが、これも3か年申し上げます。平成30年度全体といたしまして2,936件、令和元年度では4,688件、令和2年度では3,793件。このうちライブ配信を御覧になっている方、平成30年では2,936件のうち約63.1%・1,800件、令和元年度では4,688件のうち57.6%、2,699件、令和2年度では3,793件のうち58.4%ということで約2,200件というような状況でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1 番（大内直子君） 議会のライブをスマホで見ているという話も聞くので、そういう関心の高さはあると思えます。

では、長期総合計画の中でまちづくりアンケートというのを行ったわけですが、その回収率はどのくらいだったでしょうか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まちづくりアンケートは1,000人の町民の方に御協力をいただきまして、630人からの

御回答をいただきまして、そのうち有効な御回答が627でございましたので、62.7%、約63%の回収率ということでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 他の自治体に比べて回収率が高いという話を聞いたのですが、それについてはいかがですか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

他の自治体におきましては、近隣の町村の状況をお伺いしますと、約3割程度という状況でございました。さらには、民間のデータによりますと、大体本町のいわゆる1,000人から抽出されるデータから、まず350、この程度あると95%程度の精度の高さになるというような、そのような状況からも非常に本町の回収率が高いというふうに言えると思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） こういう数字を見ると、色麻町は町の政治に関心があって、地域をよくしていきたいという意欲を持つ人が多い地域だと思います。これはとても希望の持てる数字だと思います。

また、昨年11月に女川原発の再稼働に関して、市町村長会議が持たれました。ほとんどの首長が再稼働に賛成して1回の会議で結論が出ると思われていたのですが、早坂色麻町長をはじめ3町長が反対意見を表明したことで、その会議の空気ががらっと変わりました。女川原発再稼働に関する河北新報の世論調査では、常に6割以上の再稼働反対があるということ踏まえると、町長の反対意見表明は町民の6割くらいの気持ちは代弁したと思います。さらに、あの空気の中で勇気を持って発言したという態度は、同調圧力が強くなりがちな今の社会の雰囲気の中にあって、町民にとっては心強いものがあったと思います。これは今自死対策のキーワードとして取り上げている町民の自己肯定感を高める役割を果たしたと思います。ホームページへのアクセス数や町民アンケートの回収率も含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 少し私の判断が同調、褒められたのかなと思って今聞いておったんですけれども、かねてから自分としての考えをそのまま述べさせてもらったということでありました。

町民の皆さんは前から有線放送などもほとんどの家庭に入っているということもあって、大分議会の様子なり、あるいは議員の皆さんの発言なりを聞かれておるというふうに聞いておりますので、やっぱり関心は高いというふうに思っています。そういう中で、そのことがいろいろ町の前進につながればなという思いもありますので、どうぞそういうことでありますので、議会の皆さんもどしどし町民の皆さんの意見を吸い上げてほしいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、次に、教育における自死対策についてお聞きしたいと思います。どのようなことを行っているかおっしゃってください。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） お答えをします。

先ほど保健福祉課長からですね、例えば児童生徒がSOSを出せるように、あと、スクールカウンセラーの配置とかというお話がありましたので、それとは別な観点からお話をしたいと思います。

先ほどのその2つについては、いわゆる環境整備というところに当たるかと思います。やはり学校教育で大事なもの、もう一つは、教職員による見立てというんですか、見取りというのが大事だと思います。子供たちの変化に気づく手だて、それを支援するものとして全校、全児童生徒を対象に毎月学校生活アンケートや、それから今年度からアイチェックという総合質問調査を年2回実施することとしており、自己肯定感やソーシャルスキルなど様々な視点から、よりよい学級づくりや人間関係づくりに生かしながら、いじめや学校生活への不満や悩みなどを把握し、確認し、僅かな心の変化にも気づいていけるような手だてを講じております。さらに、あと、県や文科省のいろんなSOSダイヤルだとか、そういう他の関係機関の手だてなども児童生徒や保護者の方に適宜知らせるようにしております。

また、命の大切さを学ぶということで、そのことについては、とにかく個々、この授業でということもありますが、学校教育活動の全体を通してそういうことを意識しながら取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） まず、子供たちにSOSを出していいということを教えるのは現実的な対策としては必要だと思いますが、その前の段階で、SOSを出すような状態になる前の段階で子供たちに教えられることがあるように思います。第38回教育再生実行会議に文科省が提出した資料として、「日本の子供たちの自己肯定感が低い現状について」という資料があります。この中では様々な角度から日本の小学生、中学生、高校生の自己肯定感が低い現状が分析されています。自己肯定感というのは先ほどから言っていますが、ありのままの自分に肯定的な意識を持つ、自分の身の回りに起こる様々なことに対して、「自分も何かできることがある」という感覚を持つことなわけです。文科省も、この子供たちの自己肯定感の低さに問題意識を持っているわけですが、教育の場でこういうことに取り組むようにという国からの指示とか、あるいは町で取り組んでいることとか何かあるんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 今おっしゃったように、例えば日本で子供たちを調査すると、自己肯定感が低いというのは昨年度はありませんでしたが、毎年1回やっていた全国学

力・学習状況調査の中でも、自分にはよいところがありますかという調査があるんですが、そういうところはやっぱり欧米諸国と比べると日本というのは低くなる、低い傾向が見られるというのはもちろん我々も感じておりますし、例えば国内においても、都市部に比べると郡部のほうが、大きな差ではないんですが、やっぱり少し低くなる傾向があるというのを捉えております。

ただし、それは全てが自己肯定感が低いということだけでなく、やっぱり穏やかな生活を送っている環境の中で、そこまで自ら強く主義、主張、私は力あるんだとか、そういうつつましさとかさというんですかね、そういうこともあるのではないかと考えております。

この自己肯定感においては、色麻学園でも、やはりここについて高めることに手だてを講じていこうということで、校内研究のテーマの中に自己肯定感を高めながら学力も高めていくというような取組をしております。例えば授業の中で、例えば他者に認めてもらう、例えば誰それ君の今の発表のいいところは何でしょうかとか、そういう発表をするとか、あと、授業の最終段階で自分がやってきたことを振り返って、自分がやってきた、このことには価値があると気づかせるとか、そういう積み重ねはしております。

自死予防に関して、自己肯定感で一番大事なのは、私は自分の存在というのがかけがえのないものだ、自分の命というのはたった1つしかない、かけがえのないものだというのを、やっぱり教育活動全体の中で気づかせていくことが一番かと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほどの自殺率の非常に低い海部町を含む、その周辺の住民の大人と子供に対する長期間にわたる追跡調査というのが今行われているところで、それが自己肯定感に着目して行われているんですけれども、その自己肯定感というものに大きく関係するのではないかとされているのが統計的思考、統計的な考え方なんです。

例えば、1人の子供が「あのお店の料理はまずいってみんなが言っているよ」っていうのを話すときに、自分はどう受け取るか。大勢の人がまずいと言ったんだから、その店を駄目だと考えるのか。または店の人、店に行った人の何人がまずいって言ったんだろう、おいしいと思った人もいたかもしれないって考えるかっていうのを、まずはアンケートで自分はどっちのタイプなのかを2択で選んでもらうんです。大勢の人がまずいと言ったから、その店は駄目だと考えるという考え方というのは、「みんな」っていう言葉だけでイコール100%というのを連想して、そのほかの人もいることに思いが至っていないというタイプですね。後者のほうは「みんな」といっても、もっとほかのたくさんの方がいることをイメージできるタイプということで、そういう考え方のできるのを統計的な考え方、あるいは統計的思考を持っているというふうにアンケートを分析するときにグループ分けをしたそうです。

そのアンケートにはいろんな質問項目があったわけですが、その中で明らかに統計的思考を持つ子と持たない子との間で相関関係があった、違いがあったのが次の質

問です。

1つは、賛成・反対を決めるときに、「手を挙げている人が多いほうについて自分も手を挙げる」タイプかという質問。もう一つは、「10人の人がいて、そのうち7人があなたと違う意見だと分かったとき、あなたは自分の意見をはっきり言えると思うか」という質問です。統計的なものの見方ができない子は、周囲の評価や多数意見を気にかけて翻弄されてしまって、結局自己評価、自己肯定感が低くなります。

一方で、自分の立場を否定する意見が多数のように見えても、もっと広くいろいろな人をイメージして、否定する意見が必ずしも多数派ではないことに気づくことができれば、多数派に同調しなくても自己肯定感は保たれると、そういう結果が出ました。

自己肯定感を持つことは子供たちが健全に育つためには大事なことです。それがそういう統計的な広い視野を持つことで自己肯定感を持つことができるのであれば、折に触れてさっきのお店の話とか、そういう身近な分かりやすい話に織り込みながら学校の中でも取り入れるということができるようではないでしょうか。質問します。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 統計的な視野を持ってということ、本当に恥ずかしい話で私初めて聞いた手法なので、今お話聞いて効果があるプログラムかとも思います。私自身です、そのことについて、私自身がまず勉強してみたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、最後に町として自己肯定感のある前向きな雰囲気をつくるために必要なことは何か、政策を考えるときに大事な視点は何かということをお考えしたいと思います。

自死対策というのは直接的な対策だけでなく、どんな町に住みたいか、どんな町をつかっていきたいかというまちづくりを考えることだとも思います。

まず、現状認識として色麻は、色麻には村社会的な面がまだまだあると思います。お互いに顔見知りでつながりが強い分、違う意見を言う人に対して排他的になる、そんなところがあります。冗談半分で、こういうことを言ったら村八分になるからということ、言い方をする人もいます。でも、そういう冗談が出てくること自体、半分は村社会に属していながら、半分はもう抜け出している証拠で、こういう言葉にも私は希望を感じています。コロナの流行が始まったときも、感染者第1号にだけはなりたくないとい多くの町民が思っていました。第1号になったら何を言われるか分からないからです。実際に近隣の自治体で誹謗中傷が起きたのを見聞きしたことも、そういうストレスを高めたと思います。

でも、実際にコロナの感染者が出て、誹謗中傷は起きませんでした。色麻に感染者が出始めたのは他町村に比べて大分遅かったので、慣れたということもあります。そして、それまでにいろいろなことを見聞きして、そういう地域にはしたくないという思いを多くの人が持っていたということもあると思います。これも町が村社会的なものから変わ

っていくための希望を持てることでした。まず、この現状認識について、町長はいかが考えますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） なかなか難しいお尋ねなようですけれども、本町では、今コロナウイルスのことがちょっと触れられましたけれども、前から必ず本町でも、このコロナウイルスの感染者は出るよと、必ず遅くたって出るんだから、そのときに大事なことは誹謗中傷のないように、お互いにそのことだけは気をつけたいというようなこともずっと言い続けてきたつもりでございます。

確かにこれは色麻町の人たちがどうだ、ほかの町は違うというものではなくて、やはり国民、日本人という一つの捉え方をすると、どちらかというやや消極性が強いのが日本人ではないのかなあと。あるいはさっき教育長も言ったつましいというか、そういうタイプが多いのではないだろうかあとという思いもでございます。

これからやっぱり色麻町がどんどん人も減ってきているわけですが、あるいは外から入ってくる方もあるし、あるいは外国から入ってくる場合もあるかと思えますけれども、そういう中でやはり同じように、町を盛り立ててほしいという願いを持っているわけですが、まず今質問されたこととは若干ちょっとずれるかもしれませんが、まず外から入ってくる人ですね、いわゆる都会から町に入ってくる場合、どういうところに入ってくるのかなということになると思うんですけれども、一番はやっぱり医療関係がしっかりしているところなんだそうですよね。それからやっぱり働く場所があったり、そういうところが目標として、あるいは土地が安くて求められるとか、そういうのが条件なそうですので、そういうことからいえば、そういう条件に合ったようにまちづくり、町としても対応していかなくちゃならないだろうし、町民の皆さんとはいろんな意味でコミュニティーを大事にしながら一人一人を大事にしていきたいと、そんなふうな思いで見えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それで町として政策を考えるときに必要なのは、私は思考停止にならないでよく考えること、考えたことは風通しよく説明するし、間違ったら改める、状況が変わったらきちんと説明して方向転換するなど、弾力性・柔軟性がある風通しのいいことだと思います。それは町の外から色麻に移住してくる方にとってもそうだと思います。

これに関して、今の町の現状を表しているのが先ほどの2番目の質問で取り上げた町の公共施設を使用中止にするというコロナ対策です。なぜ使用中止にするかということの一つ一つきちんと筋道立てて考えていないので説明もできない。だからコロナの感染だけは防げるかもしれないけれども、それだけです。先ほど指摘したように公共施設にはサロン機能があって、たくさんの町民がそこを活用してきたのに、1か月半くらい閉鎖されていました。子供たちの遊び場も使えない状態でした。そこで町民は何を思ったかということ、コロナだからしょうがないねということ。しょうがないというのは無

力感のことで、自己肯定感とは全く逆の感情です。自死対策にとってもマイナスの方向です。

では、どうすればよかったのでしょうか。町民をコロナから守るだけでなく、町民の生活や活動も守る、つまり感染を防ぎながら活動する、そのためにはどうすればいいかを考えることだと思います。町長は山梨県の感染対策の話はお聞きになったことがありますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 本当に詳しい内容については存じておりませんが、山梨は封じ込めに成功した最たる事例だということだけは知っておりました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 山梨県では感染対策として30以上の項目をつくって、それを確実に実行する店には認証を与えて、時短せずに通常営業ができるような仕組みをつくりました。本当にこれは目からうろこだったんですけれども、感染対策が不十分で営業時間の短縮だけをするのと、十分に感染対策をして時短をせずに通常営業をするのと、どちらが利用者として安心かといったらば、感染対策をきちんとしてあるほうが安心だし、実際に感染者の数は低く抑えられているということです。宮城県など、そういう政策を取り入れているところがあちこちに出てきています。

色麻町でも、コロナ感染を止めるということ・イコール・人流を止めることであって、イコール・公共施設の閉鎖であるという、そのワンパターンの思考、思考停止にはならないでほしいと思います。町民の生活全体を守る、そのためにはどうすればいいのか、そういう発想をしてほしいのです。考えることを諦めないで町民の生活に寄り添っていくことが自己肯定感を高めることにもなるし、広い意味での自死対策にもなるのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の議員の意見の半分は、半分は同調できますけれども、やっぱり町民の安心を守りたいというのが第一でありますので、今言ったような施設を活用するというのもあながち意味はないというわけではございませんが、私としては町民のウイルス感染から、これを何としても守らなければならないということを第一にしたいというふうに思いますので、またこういうふうなことが、もし感染が拡大することになれば、また施設の停止というふうになるかと思っています。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（中山 哲君） 終わりですか。

以上で、1番大内直子議員の一般質問を終わります。

次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） 天野でございます。通告しておりました3点について質問をさせ

ていただきます。

まず、初めに下水道事業の在り方なんです、このことに関しましては、御案内のとおり浅学非才の身の上でございますので、執行部皆様の温かい御指導をいただきながら、議論を進めさせていただければ幸いです。

そこで、合併浄化槽の今後の町の事業の在り方についてお伺いするわけですが、3月議会において、この中の委員会の質疑においてですね、合併浄化槽、町で設置した合併浄化槽の放流先について、土側溝に放流している件があったならば善処されたほうがよろしいのではないかとこの質疑をいたしました。そうしたところ町長より、町が設置した合併浄化槽で土側溝に放流している事例はないということでございましたので、なかなか理解ができませんでした。そこで4月26日、委員会を傍聴させていただきました。このとき、委員会で工藤議員が質疑されていた中での答弁、ポイントが4つあったようです。

1つは、色麻町が設置した合併浄化槽から土側溝への放流している事例はないと、これが1点です。

2点目は、放流している事例はないのだが、業者をお願いして土側溝への放流の有無を調査したいというのが2点目でございます。

3点目は、土側溝への放流は違法ではないと、これが3点目です。

4点目は、土地改良区と放流に当たり、ここがよく聞き取れなかったんですが、協議するかなの話がありました。協議か何かの話合いか、これはよく聞き取れませんでした、たしか協議するみたいな話がありました。そして4月27日、26日の次の日ですが、すみません。26日の会議というのは13時30分から15時くらいだったと思います。そして、次の4月27日において、議会へ土側溝への放流事例があり、議会での発言について謝罪したい旨の連絡が執行部よりありました。そして4月28日、本会議で謝罪があり、3年度予算において業者に委託し、土側溝への放流事例を調査するとのことでした。

それで、私の浅はかな質問によりまして、執行部の答弁が二転三転させてしまったとするならば、これは私の不徳の致すところでございますが、今後、合併浄化槽のこの事業に当たりまして、よりよいものにしていきたいという願望がありましたので、再度これを質問させていただきました。この質問の趣旨というのはこういうことなんです。

そして、今合併浄化槽の進捗率というのは、たかだか40%ちょっと半ばくらい、そして残っているものを計算してみると、これから100年くらい計画だとかかるわけですね、100年くらい。これは私たちの生きているときではなくなってしまうわけですが、果たしてこれでいいのだろうか。やはりこの下水道事業というのは、早く町民の皆さんのために前向きに仕上げていく必要があるだろうという、そういう思いで再度質問させていただいたものですから、前向きな答弁をいただければ幸いです。ということで、よろしく答弁のほうをお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の下水道関係についての質問がございましたので、回答

を申し上げたいと思います。

今の質問の中にもあったとおり、当初、課長の間違いに私もつられましたんですけれども、土側溝への、町でやった工事について土側溝への放流はなかったということでしたので、よく調べたらやはり土側溝への放流もあるということで、そのことについては訂正を申し上げさせていただきます。大変申し訳なく思っておりました。

それで、この土側溝への放流でありますけれども、宮城県の大崎保健所及び宮城県浄化槽法定検査センター検査部に確認しますと、放流水については、できるだけ構造物のある側溝に放流をお願いしたいということではありますけれども、宅地周り、あるいは構造物の側溝がなく、浄化槽を設置前から排水している土側溝である場合は認めているということだそうです。土側溝に放流してはいけないという法的な根拠はないという回答でございますので、本町としては土側溝への放流もあるということでございます。

また、近隣市町村にも確認したんですが、浄化槽の排水については、個人の責任の考えということもあって宅地周り、あるいは構造物の側溝がない場合は、土側溝に排水をしているということであるようです。

町においても同様の考えであり、既に浄化槽を設置している箇所で放流先が土側溝であっても、改修等の予定はございません。また、放流先が全くない場所においては、個人で処理ます等の設置が必要というふうになるかと思えます。

なお、この合併浄化槽の区域ですけれども、これはやはり個人からの要請を受けて町のほうで予算を取って計画的にやっておるわけですし、強制的にやろうというわけにはいきませんので、できれば今質問者から言われたように、皆さんがそういう施設を要望してほしいというふうに思っております。対応を、その場合には対応をするというふうになります。

それから、土地改良との関係の話も何かちょっとあったようなんですけれども、これは多分その水が、排水される水が排水路の場合は、あるいはよろしかったのかもしれませんが、これは用水路ということのときには、やはり土地改良に一言話をしなくちゃならないのかなというふうに思っておりました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変明確な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで話するのを忘れておりましたが、あらかじめお伝えしておきます。この件を一般質問するに当たって、そのような行為をしたわけではありませんが、この合併浄化槽について、私が独自の調査をするに当たり、宮城県の公的機関、極めて信頼できる、この合併浄化槽を扱う担当の信頼できる機関のSさんという方に複数回やり取りをしております。それから、もう一つは国の機関、これも極めて信頼できる合併浄化槽を扱う担当の部署、これは環境省になるんですが、ここのNさんという方と複数回のやり取りをしております。そして、一般論は御指導を、レクチャーをしていただいております。浅学非才の身の上でございますので、さらに今回の一般質問をするに当たり多少、多少

ですが、現地調査もさせていただいております。そういうことを踏まえてしっかりとした、今回は委員会質疑ではございませんので、答弁をいただかなければならないなと思っている次第です。

そこでお伺いしますが、現在の町長の答弁によりますと、土側溝に放流しても違法ではないと。これ、土側溝に放流して違法だという、確かに書いているものはありません。いいと書いているものもないんです、これね。そして、前回の議会での答弁というのは、土側溝に流している事案はないから善処はしないと。もちろん善処も改良も改善も事案がなければやらないのは当然です。ただ、今回は違法ではないからやらないという、やらないという趣旨では一貫しております。

そして、もう一つ驚くべき答えというのは、放流口先からの、これは個人の責任だという明快な回答がございました。これは町のあずかり知らぬところだよと。そこで、このポイントだけお伺いしておきますが、要するに放流口から先は個人の責任であって、要するに土側溝であろうが地べたであろうが、これ放流しても駄目だよという法律はないもんだから、そうすると垂れ流しでもこれ問題ないという解釈をしているということによろしいわけですね。

そして、もう一つは、放流先については町の、町はあずかり知らないんだと。あくまでも個人の責任で行うところなんだということなんですが、この町長の答弁要旨だと。本当にそれでよろしいのかどうか、改めてお伺いをしながら、次の質問に入らせていただきます。多分ここで休憩に入ると思っていますので、1時間くらい使って検討していただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。

ただいま天野議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番天野秀実議員の質問に対する答弁から始まります。町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 間に休憩を挟んでしまいましたので、私として印象に、質問の中で印象に残った垂れ流しということと、100年もかかるということをやっと印象に残ったものですので、普通、浄化槽を利用して排水するというのであれば、それは質問

者はそれを垂れ流しという表現でしょうけれども、私は浄化槽を通して排水するものについては、垂れ流しという判断はしておりません。

それから、この個別浄化槽の対象区域、これは工藤議員の質問にも答えてあったと思いますけれども、対象とする区域が590戸あります。そのうち、既に町で設置をした数、それが269戸。それから個人で、個人で設置した方もありますので、その方が37戸で306戸、既に今言った区域の中では設置していると。さらに、合併じゃなくて単独浄化槽を持っている方があるんですね。その方も27戸ですので、この方はいずれ合併浄化槽に切り替えてほしいんですけれども、一応浄化槽のシステムを使っているということで、全部入れれば330戸になります。

ですから、これからあと残り260あるわけですので、毎年2基ぐらいずつすれば100年かかるわけですし、これはあくまでも希望ですので、強制的に町でやるのであれば、それは何年かで終わるんですけれども、当事者からの希望をもって設置をしていますので、今言ったように毎年1戸か2戸しかないというのであれば、これは200年かかるわけですし、ですからその数によって、希望される数によっては、その期間は短くもなりませんし、長くもなるということになるかと思えます。

もし答弁漏れがあったらば、お知らせしてもらいたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答えいたします。

先ほどの土側溝の関係でございましたが、私のほうでもそれぞれ公的機関のほうで確認をしておりました。どの機関に確認しても最終的な答えが、土側溝に流しては駄目だという法的根拠はございませんでした。

ただし、それぞれの機関で言われますのが、宅地周りに構造物の側溝がなく、浄化槽設置する前から水路のある、常に水が流れている土側溝であれば、その場合は認めているということでもございました。

あと、それから先ほど浄化槽の排水を垂れ流しということでもございましたが、浄化槽を設置する前にそのまま雑排水を垂れ流ししているものを考えますと、浄化槽で排水して処理をして排水基準にのっとって放流しているのであれば問題はないよということになります。また、2か月に1回の浄化槽の保守点検の日の水質検査、それから浄化槽法で定めております年に1回の浄化槽の法定検査センターによる水質検査も実施しておりますので、併せて問題はないかと思えます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変明快な回答をいただきまして、勉強になりました。要するに色麻町で行っていることについては、一切問題ないということですね。なるほど。

そこで、そうすると県内の自治体の対応については、2つに分かれていくことになると思います。要するに町長が言われたように違法でないと、要するに流してはならないという法律がないから流しても差し支えないという色麻町の対応と、それからもう一つ

は、環境とか住民の生活を考えたときに、また将来のことを考えたときに、禍根を残さないようなしっかりとした対応をされている町村があると、この2つに分かれるようです。

それで町長に再度お伺いしますが、近隣の町村にも確認しましたがとありますが、土側溝に流してもいいんだというのを、これ具体的にどこの町村ですか。近隣というのは加美町とか、大衡とか、あそこもそういう同じような考えで違法ではないからやってもいいよと。

それからもう一つ、ちょっと気になったのが土地改良区に、要するにこれ多分水路への放流に当たりだと思んですが、お話をさせていただくかのような話がありましたが、例えばこれあれですか、「流させてくださいね」と言って、理事長が「いいよ」と言って、それで2人で話をして、その程度だと理解していいんですか。書類とかなんとかは別に残さないで、「頼むよ」「いいよ。オーケー」とかって、あと誰もそれ、言葉だから分からないですよ。それとも何か別なことを、ちゃんとしたことをやられているのか。これも委員会でそういうお話をいただきましたので、この辺だけ確認しながら次の質問に入っていきたいと思いますので、これは執行部側のほうからのお話でしたので、十分回答できると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

近隣の市町村ということでございましたが、公設で浄化槽の整備工事を行っております大崎市、加美町、大衡、大和のほうで確認をしております。

あと、それから要綱の中で村田町、柴田町だったと思ったんですが、そちらの要綱の中では、放流先の水路に記載されている文言はあったんですが、構造物のある側溝に放流しなさいという表記がございました。それで確認をしたところ、うちと同じようにどうしても側溝がない箇所があるお宅もあるようでした。そこについては、先ほど言いましたように事前に、そこに設置前から流している土側溝であれば、そこも認めているという回答でございました。

あと、それから土地改良区の関係でございますが、例えば土地改良区の配水路に放流する場合なんです、事前に改良区と立会いを行いまして、一応その事前、事前に協議いたしまして、一応そこに流していいよとなれば、回答いただければ、そこに放流するということになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それは口頭だけでやっているわけですね。流させてねとか、いいよとかって職員同士でやるとか、町長がそこに行って理事長と、流させてねとか、そして土地改良区でいいよと言わなければ流さないとか、そういうことですか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

事前に立会いは行います。それで文書の流してもいいよという協定を結んで、結びます。文書でのやり取りも行います。ただし、土地改良の組合員以外の方になった場合、そこの使用料というのも町で支出しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 我々が、私たちがレクチャーを受けてきた一般論と法律論なんです、大分ちょっと違うような感じがするんですよ。それで、委員会傍聴したときに土地改良区との協議、これめちゃくちゃ気になりました。めちゃくちゃ気になりました。それでこれ言葉だけで、そこで絶対これ行政のやることだから終わらせるわけがないと思っていたもんですからお伺いしたところ、協定書のやり取りを行っている。これは本当にいいんですか、これやって。ちょっと確認だけします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

このやり取りですが、個別排水事業が始まった当初から事前の改良区への、施設への放流とかある場合につきましては、事前に立会いを行いまして、土地改良区の職員と一緒に立会いを行いまして、その都度協定を結んでおるということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、色麻町長と土地改良区の理事長が協定を交わしていたということが初めて分かりました。冒頭に私言ったように、環境省の職員とのやり取りもやっております。それから一般論もしっかりと入手しております。町長は、はっきり申し上げて、このことについては国から通達が来ているはずですよ。違法だからやめるよということ、それは。今町長も職員も流しては駄目だという法的根拠がないから違法ではないと言っているんですよ。違法ではないとなると、どこか協議するのかなんとかという法的なものがなくなるわけですよ。協定書を交わすなんていうことはあり得ないわけですよ。これは私の見解だけれども、でも、環境省ではそういったことはやめるよにと、これは法的に違法だという判断をして、各自治体に通達を出していると私は理解をしておりますが、そういったことやられているんですよ。そうするとね。これこそ違法なんじゃないですか、そうすると。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 通達については確認したわけではありませんけれども、例えば前に、今は色麻土地改良区の話でしょうけれども、私は前に吉田土地改良区の理事長しておったときには、そういう文書の取り交わしということではなくて、あくまでもこういふことで、こういふことでどうでしょうかということでしたけれども、今その確認は確かに私していないですから悪いんですけども、やっぱり土地改良の用水ということになりますと、土地改良でももし何かあったときということもあると思いますので、そういうことでの多分文書の約束ではないだろうかというふうに思っています。まあ浄

化しているんですからほとんど問題はないんですけれども、やっぱり口頭というわけにはいかないだろうということでの取り交わしをされてきたというふうに捉えております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町長ね、裏づけない話、そう言われても困るんです。これ調べていただいて、私の言っていることがでたらめであれば指摘してください。議場で町民の皆さんに向かって謝罪をします。

ただ、違法だからやめなさいと言われていたことをやっているとなるとね、ですから私、委員会を傍聴して気になったのはここだったんですよ。町長もそれやっている。どうか分からないけれども、こういう思いでやっていると言われても、それは根拠のない話をされても、いかなもんでしょうかね。

そこで、私は何と申しますか、この長期総合計画でも、色麻町は自然を愛し、人が輝くまちづくりをするんだと、これにね、一番表にそれ書いていますよね。この中で自然に対しての関わりも書いてあります。それから世界農業遺産、色麻町もこれ入っていますよね。町長はこれの調印のために外国のほうまで行っていただいて、世界農業遺産の、その中に入っている色麻町というのはどういう町かということも御存じなわけです。そういったとき、色麻町のよさを売り込むとき、やはり改善するものは改善していくということが重要ではないかと私は思っているんですよ。これが決定的な違いなんです。町長、それから執行部の職員の皆さん。

そこでお伺いしますが、県の信頼できる筋からの情報によりますと、県宅地建築課というのがあるのを御存じですか。関係ありますよね、下水道課と。ここで要するに先ほど言われたように、合併浄化槽から排出する場所については、非常に障害のある場所もあるわけさ、地域によっては。このことについて、宮城県で県内一斉に通達を出しているとのことなんです。敷地内の処理槽を設置することと、平成16年に一度、その後、平成23年、これは県内一斉にこのことが出されておりますが、このことについてどのような対応をされていますか。どういうことか分かるよね、これね、この通達というのは。敷地内処理槽を設置することと、県からね。これはどういうことですか。

あと、それと16年、23年に町としてはどのような対応をされたのかと。今までの話を聞いていると全然対応していないんだけど、あるとも言っていないんだけど、私このことが全く間違っていれば議場で謝ります、町民にも。そこで、このことについてどのような対応をされたか、まずお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 土地改良との関係で、これは違法だからする必要がないんだからということであれば、勝手に垂れ流しても、垂れ流すというちょっと表現はまずいんですけれども、勝手に排水をしてもいいんだと、こういうふうになるんだよと、こういうことを言っているんですね。違法だからそういう取り交わしはする必要がないよと、ですよ。間違ったですかね、捉え方。多分。私はそういうふうにとったんですよ。違法だから土地改良とあえてそういう取り交わしの必要はないはずだと。だから、要するに

自由に排水してもいいはずだよと、こういうふうを受け止めたんですけれども、私の受け止め方が悪ければ、後でなおまた申したいと思います。

それから、宅内の処理槽ということは、これはあくまでもいわゆる生活雑排水関係を処理するという意味だと私は捉えるんですけれども、そのための浄化槽であったり、下水のそういう設備を町としてはやってきたと、そういうふうには捉えているんですけれども、それがどうだか、間違っているかどうか分かりませんが、そのように捉えております。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

敷地内処理ということでございますが、すみません、私もちょっと勉強不足だったところもありまして、こちらは放流先がない場合、例えばその敷地内で浸透ますとか、あとそれから蒸発拡散ます方式といろいろございますが、それについての処理でよろしかったでしょうか。（「分からないところを質問されてもなあ」の声あり）

○議長（中山 哲君） ちょっと天野議員、天野議員言っているのは、県からの通達で、その処理場設置ってというのか、そういったのをしなさいよという通達があったんだろうということを言っているんですよ。そして、そうした中で、今処理するためにどのようなやという、設置しなさいという通達に来てんのかということを知っているのだから、そのときにその内容についてどうなったのかということを知っているはずなんだから、それらを答弁すればいいんじゃないのかなと思うんですけどもな。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 先ほどの一般質問の最中に私が平成16年、平成23年、県の住宅建築課より敷地内処理槽を設置することという通達が県内一斉に出されたのではないかと質問をしましたが、これは口頭によるレクチャーを私は受けたことを根拠に質問したんですが、証拠書類を今持っていないものですから、このことについてのこれ以上の質問は控えさせていただきたいと思います。そして、改めてこの証拠書類を調べた上で再度このことについてやらせていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 質問の趣旨よく理解できなかったということで、多分私が申し上げたこととはちょっとずれておったんだと思います。質問された内容というのは、排水

路がなく排水できない、その場合の宅内の処理ということをやったわけですね。そうでしたよね。私はそういうのもどこにかあるのかなと思ってちょっと、あるらしいんですけども、ですからそのことについては、町としてはそういう指導でやっているそうですから、現にやっていますので、それは決して無視してやってきているわけではないということだけをお見知りおきをしていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今回の一般質問大変分かりやすいなと思っていますのは、最初からずっと並行線なんです。要するに違法でないからやらないという立場と、私はこの合併浄化槽設置については、大分長くかかりますし、将来禍根を残さないためにも善処できるものであれば、善処する必要があるんだろうという視点でやっております。

そこでですね、先ほど証拠書類は持っておりませんでした。先ほどの通達等において善処されている町村、ちょっと事例を出しておきたいと思います。これは登米市の浄化槽放流水敷地内処理に関わる装置の設置等に関する指導基準の定め、これは登米市の何ていうかなあ、下水道の条例、それから個別浄化槽の設置条例に基づいて要綱が定められていると。要するに厳密に言うと、町長が言われるように法律の解釈次第では、こんなのやんなくたっていいんですよ、やんなくたっていいの。やんなくたっていいんだけど、例えばラムサール条約とかそういう世界的基準で頑張っているところとか、そういうところはその町の環境とか、住民の生活とか、よりよいものにするために標準以上のものを目指しているわけですよ。そして、こういった条約に入らないところも、ここは基準を定めてしっかりとしたそういう対応をやっています。町長言われるように法律的にやんなくたって別にいいわけですが、そのほかにも近隣の町村でやられているところが、あれ、ページ数があれになりましたが、確かにやっている市町村とやっていない市町村も確かにあります。

そこで、これから色麻町が目指していくとき、やっていない市町村と一緒に目指すというよりも、これだけ人を呼び込むとか、それから住民の生活環境を改善していくとかということ考えたときには、私は一歩踏み出してもいいのではないかなと思っていたもんですからこういう質問をさせて、あえてさせていただきました。あとは町長はじめ、職員の皆さんの今後の努力、対応を期待したいと思っています。

そこで、もう一つここに、それから時間もあれですから、私ずっとこの最初にこの問題を提起したときというのは、できるだけ善処して早めに合併浄化槽を設置できるような環境を整えていったほうがいいのではないかという、単にこれだけの発想だったんですよ、委員会の質疑でやったときね。ところが何でこういう答弁になるのかというのがすごく不思議だったものですから、土側溝に流している状況があるんだったら「ある」でいいんですけども、ただ「ない」から始まったもんですから、いろんな疑問を持つことになってしまったんです。

それで町長に最後にここ確認をしておきたいと思うんですがね、この合併浄化槽の設置工事に関わる件で、当然町長が許可を出さなくちゃならないことが出てくるんですが、

本来許可してはならない工事を許可したということはないと思いますが、その辺だけ確認しておきたいんですよ。それで、行政というのは、業者を指導する立場にもあるわけですよ。駄目なものは駄目なわけだから、駄目なことをやってしまうと、場合によっては町民に迷惑をかけることもあると思うんですよ。それで、その辺だけ1つ、多分めくら判を押しているということはないと思いますので、この辺だけの答弁はいただいております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前段部分の登米市の話をしていただきました。私もまた受け止め方が間違いかどうか分かりませんが、土側溝の改修ということを行っているんですよ。違うんですか。土側溝を、いわゆるU字溝か何かに、しっかりしたものを町でやったらいかがですかというようなことを言わんとしたんですか。違うんですか。登米市のこと、何言ってんだか、そういうことかなと思って聞いたんですけども、後から、もし違っていけば後から教えてください。

それから、合併浄化槽の設置ができないところにしていたところはどうかということですが、それは担当で分かればちょっと回答していただきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

町で設置した公設の浄化槽につきましては、今議員さんがおっしゃられました違法的なものとかというのはないものだと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変明確な回答をいただきまして、安心をいたしました。

この件に関しては次年度、私もこちらのほうの委員会の担当になりますので、今後のためにもしっかりと全体を調査して、それで改善できるものは改善していくという提案ができればと、このように思っておりますので、今後ともよろしく御指導のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、道命3号線の工事に関わる水田の湿害についてお伺いをいたします。水田の湿害対策についてですが、道命3号線の舗装・拡幅・改良工事に伴い、道命南9-1番地辺りの湿害についての現状と対策についてお伺いをいたします。これは番地言われてもなかなか分からないと思いますが、ただ、町長、副町長はこの現場をしっかりと確認しているということを職員の皆さんにお伺いしておりますので、ひとつ答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の2つ目の質問がございましたので、答弁を申し上げます。

道命3号線の改良舗装工事は町道新台通線から町の町道広域一号線までの施工延長941.3メートルの現道拡幅工事で、平成26年度から平成29年度までの4か年で竣工して

おります。

今回、湿害についての質問なわけですが、平成27年に施工した箇所では平成28年6月に所有者から側溝の目地から水が出ていると連絡があり、現地を確認したところ、側溝の目地から離れた田から水が湧いているというのを確認いたしました。このため、稲刈りが終わった10月に当時施工した業者に依頼をし、設置した全ての側溝の目地、水口にコーキング処理を施しました。その後、補修状況を確認するため、平成29年4月に1週間ほど側溝に通水したところ、水漏れもなく、また、田からの湧水もなかったため、状況は良好であると判断に至ったところであります。

しかし、令和2年10月に所有者から工事をしたことにより、田の水はけが悪くなったので現地を確認してほしいと連絡があり、確認しましたところ、田の隅がぬかるんでいる状況でございました。道路北側の既設側溝付近の田についても同様にぬかるみが確認されたため、工事が原因とは判断できませんでした。令和3年4月下旬に所有者宅に伺い、今年の稲刈り後に再度調査する旨の話を行ってきたところでございます。

今後とも工事との因果関係も含め、引き続き現地調査を実施していきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変この改良舗装工事につきましては、御努力をされていただきまして感謝を申し上げます。そこで、この工事は計画の段階から設計・施工と完璧にこなされた工事だと思っております。それで書類上何の問題もなくこれは完成された、このように理解をしております。それとは別にですね、今この件について御案内のとおり、町民の方が大変困っている状況にあると。町民の方は、この水田を有している方というのは、100年後のことを考えて基盤整備をし、また、堀を掘って子供たちのためにこういった立派な社会資本を残そうと努力している方々が全てだと私は理解しておりますが、どうもこの道路が出来てから水田の片側、部分的に湿害に悩まされているような状況だと伺っております。私もここに何度か足を運ばせていただいて、それから近隣の方々に対して、ほかの水田の状況についてもお伺いをいたしました。

そこで率直にですね、今答弁がございましたが、町長はこの水田を見て、いつ頃見たのか分かりませんが、どのような思いをされたか、まずお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはたしか最初に田んぼの何か所かに水が出ているという、湧水状態になっているということを知ったときに見たものですので、何年でしたでしょうか、見ました。その後、結局さっき申しましたとおり、このU字溝の目地あるいは水口の改修ということでやられたわけですので、その後については見ておりません。

ですから、あとはその因果関係についてはこれからですけれども、これからどういう因果関係があるのかということは調べないと分かりませんが、一時はそれで収まったんだろうと思いますので、もともとどっかかっか増えているところが、噴く場所が変わっ

たのかどうか、そういうところも分かりませんので、そういう因果関係については、ちょっと調べないと分からないというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この道命3号線につきましては、18年に用地の買収が行われて、26年から工事が始まり、29年に完成したんだろうと思います。全部終わったどうか分かりませんが、29年に完成された。その後、悩まされている方がいるわけですが、実は用水に水がなくて春先、3月、4月というのは、普通水田というのは乾くわけですよ。これ乾かないというのは、どっかから水がしみ出してきているわけなんです。

それから、私栗原、伊豆沼のほうの水田にハクチョウ、ガンとか飛来するために水を張っているところを見に行ったことがあります。秋から春、いなくなるまで、3月頃まで水をたたえるわけですけども、その後、水を入れなくなると、それは乾田になってしまう。大概そんなもんなんですけど、用水に水がなくて水田に水があると、これは間違いなく地下水の影響だということになるわけですね。それで今年も4月に拝見させていただきに行きました。そうすると四、五枚、ひどいのが3枚くらいだったんですけど、4月とはいえ、北側の4分の1くらいがしけっていた状態にあった。

そこで、私はこの工事というのは計画どおり設計、そして施工、そうやってしっかりと管理がされて出来上がった道路だということで、何も問題はないんだと思います。ただ、この工事を行ったことによって、以前よりもその方の水田の条件が悪くなったとすると、これは地場産業、農業を振興する色麻町として、真摯に向き合っていくべきではないかと私は思っているんですが、その辺について町長はそのような対応をしていただけるものだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ここ、水道管は走ってねんだべ。走ってねんだべ。

田んぼあるいは畑などに、今言ったような状況になるときに水道管壊れているとかということもあり得ますので、それが走っていないというのであれば、別な原因だろうというふうに思いますので、この工事との因果関係というのは、さっき言ったとおりなんですけれども、果たしてこれが、例えば今まで側溝のところの湧いたやつで田んぼのほうに影響なかったものが、側溝に、言ってみればU字溝に入ったために湧いている場所が変わったとか、動いたとかというような可能性もあるかもしれないし、そういういわゆる原因をよくちょっと確認をしてですね、あるいはそのためにじゃあどうするかということについては、まずその辺の確認をしてからでないといえぬかなあというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 早坂町長とこの方というのは、大分多分近い位置にある方だと私は理解しているんですが、ぜひ真摯にこの問題と向き合っていたきたいと思います。そして、10年も20年も100年もこの状況だと、結構農業者としては厳しいと思います。状況がね。

それで、これと似たようなことが除ため池で実はあったんですよ。ボーリングをやって、これ地質調査、これ国の機関がしっかりと地質調査やりました。この地質調査に基づいて設計をやりました。この設計に基づいて施工をやりました。何も問題ないんですよ。ところが色麻町で、この除ため池を四、五年受け取らなかったんですよ。何も問題ないですよ。全部パーフェクトで、全部判こをどんどん押してパーフェクトなの。ところが、なぜ受け取らなかったかという、近隣の水田に水が噴き出してきたんですよ。それで、色麻町ではそれが改善するまで受け取れないということで、たしか四、五年かかったと思います、それ改善するのに。それで補償工事の皆さん来たとき、自分たちはちゃんと工事をしているという主張でした。それはそうなんです。ちゃんとやっています。

ただ、全て問題なく地質調査やっていただいて、施工やっていただいて、設計やっていただいたんですけども、私たちが困っているのは水が噴き出していて困っているんだと。だから、あなたたちに責任はないかもしれませんが、これを何とかしてくれないかということで、それ改善するのに四、五年はかかったはずなんです。それで今そこは色麻町の管理になっています。そのときの担当されていた職員の方は大分苦勞されたんだと思いますが、本当によくやっていただいたおかげで改善できました。そのときの一生懸命やっていただいた職員というのは、ここにおられる白井議員さんなんです。（「違うよ」の声あり）違ったか。勘違いしていましたから違ったですか。申し訳ないですね。

それで計画どおり設計・施工して完成しても、地下水の場合はどこがどうなるかというのが分からない問題ですから、ぜひですね、農業者の方のためにも、ぜひもう一度検討、努力されて善処をしていただくことを私は望んでおりますし、町長もそのように努力されることを望んでいると私は理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 原因をよく確認をしながら、町でどういうふうに行ったらいいかについては、考えたいというふうに思います。
- 議長（中山 哲君） 天野秀実議員。
- 10番（天野秀実君） 続きまして、地域おこし協力隊について質問。
- 議長（中山 哲君） 天野議員、マイクのスイッチを入れてください。
- 10番（天野秀実君） 大変失礼をいたしました。

続きまして、地域おこし協力隊について質問させていただきます。この事業については大変な期待をしておりますので、しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。事業でありますので、しっかりとした回答のほうをお願い申し上げたいと思っております。

地域おこし協力隊事業について、この事業が終了するまでに必要とされる予算総額とこの事業の狙いを伺います。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 天野議員の3つ目の質問、地域おこし協力隊事業について質問が

ございましたので、回答を申し上げたいと思います。

まず、予算でございますけれども、地域おこし協力隊事業は令和3年度で募集を行い、令和4年度での採用が可能となった場合には、令和6年度までの向こう3年間、協力隊活動を行っていただく予定となっております。

この質問の中では事業終了までの予算総額ということではありますが、まず、今年度募集結果、募集の結果や協力隊の活動期間などによって、事業に要する予算総額は変わりますが、予算総額を算出させていただく前提として、今年度を実施する協力隊員の募集に要する経費と、協力隊の活動期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とした見込額によって予算の総額を申し上げたいと思います。

令和3年度では協力隊員募集に要する経費として約200万円を計上しております。また、来年度以降に予算の計上が想定されます協力隊員に要する経費ですが、1人当たりの経費として人件費で280万円、活動経費で200万円、合計480万円、これは特別交付税措置の対象とされておりますので、その範囲内で予算計上を想定しております。現時点では協力隊員2名程度の募集を想定しておりますので、480万掛ける2名ということで年間960万円ということになるかと思います。また、協力隊員は最長で3年間の活動が可能ですので、仮に令和4年度から令和6年度までの3年間、2名の協力隊員が活動したと仮定した場合の活動予算は、合計で960万掛ける2名掛ける3年間ということで2,880万円となります。

したがって、協力隊員の募集に要する経費200万円と、令和4年度から令和6年度までの3年間の活動経費2,880万円を合計させてもらって3,080万円というふうになると思います。予算総額を算出する前提条件がございますが、現時点における地域おこし協力隊事業に要する予算総額の見込額ということになります。

次に事業の狙いということですが、人口減少と高齢化が進む本町において、町外の人材を積極的に受け入れ、農業分野等で地域の活性化につながる活動をしていただき、最終的には本町に定住していただくということを目的とした事業でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） どうもありがとうございます。

この事業というのは、ちょっと調べてみましたが、簡単に言うと国の事業ということになるようです。要するに100%交付税措置される事業ですので、やはりこの事業をうまく活用して、そして町に定着していただくと、それが狙いだということは町長も既に御案内のとおりですので、最終的には2名の方が色麻町で起業するなり、色麻町に残ってどこかにこれ就職したっていいわけですから、そういう形で人口増につながっていただければいいんだと思います。それで、大体今年間数十万人が都市部に流入している状況の中で、それを何とかしたいということで国が予算をつけてやっているんですが、今大体5,000人くらいになっているということは報告をいただきました。

そこですとね、事務的なこととお伺いしておきますが、期限付の公務員として色麻町

で仕事をさせていただくということのようですが、そうすると公務員であるとする、配属先と基本的に上司、上司はどなたになっていくのかということ、まずお伺いいたします。

それと、もう一つはですね、もう一つ期限付の、要するに期限付の公務員、上司が常勤の公務員になるんだと思いますが、そのとき町長、この方、地域おこし協力隊に参加していただいた方、副業について、もし仮に仕事をしながら別な仕事もやってスキルを磨いておきたいとか、収入を得たいといった場合、どのような対応をされる予定でいるか、この辺についてもまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、その上司ということで、その配属先ということになります。現時点で募集を想定しておりますのが農業に従事していただく方と、この方を2名想定しているというふうに予定してございますので、上司に当たるのは産業振興課、産業振興課長ということになろうかと思っております。

それから、兼業ということになります。これから募集活動を行うわけで、いろいろ条件を整備していくわけですが、パートタイムの例えば会計年度任用職員ということになりますと、これは営利企業の従事の制限対象外ということになりますので、町のほうに営利企業の従事届を提出していただくことで兼業していただくことは可能というふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 農業に従事していただく方2名、期限付の公務員として農業に従事していただく方が2名、産業振興課に配属されると。それから、副業に関しては、期限付公務員でありますので可能だということになりますね。そこで、その可能だという、その可能性を最大限に発揮させていただきたいなと思っております。実は期限付の公務員として採用した場合でも、別に役場でなくてもいいわけですね。そこから民間にやってもいいんですが、今回は産業振興課に配属だということになるわけですね。そこで、産業振興課に3年間配属して、それで3年後に、さあ独立しなさいと、色麻町でとやっても、そのスキルとか、財政的なものがしっかり整っているとは限らないわけですよ。

そこで、今課長が言われましたように、副業は可能だと、要するに将来色麻町で独立していくときのスキルアップのために可能だという部分は、積極的に推奨したほうが私はよいのではないかと考えておりますが、この辺については町長、副町長も役場の中の仕事だけには収めずに、幅広くお世話するなり何なりすることによって対応するべきなんだろうと思っておりますが、その辺についてのお考えをお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのことについては、そのようにやることについては、やぶさかではございません。既に御案内と思っておりますけれども、地域おこし協力隊を募集するとき

に、本町の場合は過疎指定の地域ではありませんので、どこからでも受け入れるというわけにはいかないんですよね。過疎指定のところはどこからでも受け入れるんですよ。例えば加美町が、色麻町の人が行ってもいいんですよ。ところが、うちの町の場合は過疎指摘区域でないもんですので、限られたところからしか受け入れることができないという条件があります。ですから、今町のほうで考えているように、手を挙げていただくと大変ありがたいんですけども、そして、前任の大内議員のときにもちょっと触れたんですけども、要するに都会から受け入れるわけなんですけれども、都会の人たちがこっちの農村のほうに来たいという条件がやっぱりあるみたいなんですよ。1つが医療関係で整っていたり、あるいは働く場所があったり、あるいは安い土地を求めることができたりということが大体は条件としては出てくるんですよ。そういうことも意識しながら、今質問者のほうから言われたとおり、定住できるように町のほうとしてもいろいろ知恵を出していきたいなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この事業につきましては、万全の態勢で将来定着していただけるように努力をしていただきたいと、このことは切にお願いしておきたいと思っております。

そして、特に産業振興課の課長の職務というのは、非常に実は大きくなると思うんです。この若者たちをサポートしながら、将来定住できるスキルを身につけるまでお世話するという立場にあるんだろうと思っております。大変だとは思いますが、そういったスキルを身につけられるように努力をしていただけると、そのように大きく期待をしているんですが、それでよろしいのかどうか、まずお伺いします。

それと、ネットで宮城県の地域おこし協力隊を調べてみました。もしかしたら色麻町も早めにそこに載っているのかなと思ったんですよ。そして、県内の市町村で「地域づくり」というのをクリックしてみました。出ていました。それから教育部門に行きたいなということで「教育部門」をクリックしました。ありました。情報通信部門、こういう仕事をしてみたいなということでクリックしたら、ありました。医療福祉関係で仕事をしてみたいなということでクリックしたら、これもありました。それから環境部門もありました。農林水産業もありました。空き家対策で仕事をしたいなと思ったら、ありました。その他の消防団、青年団活動、これありました。

それでね、実を言うと栗原市の一つの部門なんですけど、これ全部に当てはまっているんですよ、全部に。あそこにジオラマがある、石炭か何か掘ったところ、あそこの、それでね、すごいなと思ったのがそこだけじゃなくて、どこをクリックしても栗原の同じものが出てくる。そこで、今言われましたように、こういった部門で働きたいなというのは、必ずしも農業だけではないわけですよ。いろんな部門があるんですけど、すごいのがどこをクリックしても同じところに行くという作り方をしていました。ただ、外れている部門があったのがスポーツ、スポーツだけは栗原市出てこなかったですね、これね。

ということで、できるだけ来ていただいた方には幅広く選択できるような、そういつ

たものをぜひ企画情報課には外部に発信していただきたいなと思っているんですが、その辺も含めて企画情報課のこととか、産業振興課の課長の話とか、もし町長が許していただければ、その決意をお伺いさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 担当課長のほうにお聞きなようですけども、まず今のところさつき課長が答弁したような目標に向かって募集をすると。それで必ずしもそれにマッチするかどうかはちょっと何とも言えませんので、それも含めて今天野議員から言われたような、もしそれでいなければ、いなければ少し門戸を広げて考えてみるということもありだなというふうに思っていますので、この辺については、ちょっと時間を要するかと思っておりますけれども、検討をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の今現在募集に向けた準備作業中でございます。もう二、三か月、9月、10月その辺が実は農業従事を希望している方を対象としたセミナーの開催も予定されてございますので、そこに向けて準備を進めているというところでございます。

情報発信につきましては、やはり議員おっしゃるとおり情報検索をして上位に表示されると、当然クリックされる回数が増えると、それもいろいろ技術的なことがあるようです。栗原市さんは栗原市さんの地域おこし協力隊のサイトなんかは、まさにそうだというふうに認識してございます。今現在、募集に向けた準備ということで、本町でもそのサイトの立ち上げ、募集サイトに本町の募集内容を掲示するといったような業務も併せて進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、適切な、的確な情報発信に向けて準備を進めていくというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

当然、今農業分野で担い手不足ということなんですけれども、農業分野にかかわらず、全ての分野において担い手不足なんだろうなということで認識しております。それで令和4年度からということで募集をしていますけれども、ぜひこれに応募していただいて、色麻町で3年間活動していただいて、地元で定住して農業を営むなり、起業するなり、就職するなりということで地元に戻っていただきたいと思っておりました。

それで産業振興課のほうではお二人ということで、お一人の方については、農業分野全般的な活動になろうかと思っております。それから、もうお一方については、有害鳥獣についての地域おこし活動を行ってほしいなと考えております。それから、農業部門の方につきましては、担い手不足の一環ではございますが、地域資源の掘り起こし、それから農産物とか特産物の磨き上げとか、そういった開発ですね、そういったこともやっていただきたいなど。その中で地域の、色麻町の地域の方々と交流しながら、それを地

域の活性化に結びつけていければなと思っております。それから、有害鳥獣の方につきましては、今ワイヤーメッシュ、柵だとか、電柵だとか駆除だとかということで今産業振興課で頑張っておりますが、鳥獣被害対策アドバイザーなどと連携しながら、地域の皆様と一緒にイノシシ対策とか有害対策に当たっていただければなど。その中で有害鳥獣につきましては、アドバイザー的なその役割を3年後ですね、担っていただければよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） どうもありがとうございます。

当初の目的をしっかりと完成できるようにですね、この辺に関しては大いに期待をしておりますので、さらなる努力と奮起をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 4 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 3 報告第 2 号 令和 2 年度色麻町繰越明許費繰越計算書について  
(令和 2 年度色麻町一般会計繰越明許費)

○議長（中山 哲君） 日程第 3、報告第 2 号令和 2 年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和 2 年度色麻町一般会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 報告第 2 号令和 2 年度色麻町繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

令和 2 年度色麻町一般会計補正予算（第 15 号）に規定した繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費では、社会保障・税番号制度整備事業で 638 万円。

第 6 款農林水産業費第 1 項農業費では、農業基盤整備事業で 1,050 万円、持続的生産強化対策事業で 819 万 7,000 円。

第 8 款土木費第 4 項住宅費では、町営住宅管理事業で 120 万円。

金額合計 2,627 万 7,000 円を全額翌年度に繰り越したものでございます。

財源内訳ですが、未収入特定財源の国・県支出金が1,950万8,000円、地方債が140万円、一般財源が536万9,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、令和2年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 1点だけお伺いをしておきたいと思います。

この繰越明許費については、令和2年度の補正予算の際も説明があったものと思えますけれども、その中で農業費の持続的生産強化対策事業、これについては令和2年、令和3年にかけて雪害の被害を受けた対策事業というふうに理解しておりますけれども、その事業量、例えば倒壊したハウスの棟数、また、被災された方の人数など具体的にどのような数字になっているものか、改めてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その被害を受けた方の人数でございますが、14名でございます。被害を受けた主にパイプハウスでございますが、15棟となります。事業費については1,731万3,000円、失礼しました。1,731万3,300円ということでございますが、なお、国庫支出金等については記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 令和2年から令和3年度にかけて、ここ数年にない雪害で数多くのハウスなどが倒壊されたと思います。その被害状況等については、担当課あるいは産業振興課などで把握されているものと思えますけれども、被害を受けた実ハウスの棟、また、被害を受けた人数などについて、どのように把握されて、そして今回の繰越明許になった、事業の対象になったのは今14人・15棟でございますので、そこら辺の事業の拾い上げといいますか、その辺についてどのように実施されたものか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

被害を受けた方、人数につきましては53名でございます。被害棟数については、パイプハウスが主でございますが、59棟ございました。

それから、その補助事業に当たりましてどういった進め方をしたのかということなんですけれども、3月11日に事前に御案内を申し上げて説明会を開催いたしました。場所については、保健福祉センターを御利用させていただきまして説明会をしまして、参加者については44名ございました。それで説明会のその説明につきましては、農政局の職員さんに来ていただいて、農政局から直接説明をしたということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 3月11日に説明会を開催し、44名の方が参加なされて、そのうち14名の方が申請されたということであると、3分の2近くの方々がこの事業を辞退したというふうに捉えられますけれども、その辺の結構辞退率が多いものですから、その辺各農家の方々の事情があったやには思いますけれども、この補助事業の対象要件という形でクリアできなかったものなのか、あるいは補助申請が煩わしくて、補助申請より自分で早急に直したほういいんだというような方が数多くおられたのか、その辺担当課としてどのように捉えているものか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

この持続的生産強化対策事業の対象者のほかにですね、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のほうでも雪害の補助を申し込んでいる方がおりまして、今回その件についても補正させていただいておりますけれども、そちらの方については6名の方がおりました。強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、ひと・農地プランで中心的農業者・経営体ということで位置づけられた方が対象になっております。そのほかの方については、持続的生産強化対策事業のほうに申し込んだということでございます。こちらのほうにつきましては、補助率が2分の1ではございましたが、その倒壊したパイプの部材の撤去費、解体費が補助対象外だということもありますし、そのほかの理由といたしましては、例えばパイプハウスを設置してからまだ経過年数があまりたっていないという場合は、補助率が低かったということもありますし、園芸共済加入であれば、その共済金が下りたとしたときに、その共済金の国庫の持ち出し分を除いた額が補助金ということもありました。それから、園芸共済に加入していないパイプハウスが倒壊して、それを復旧した場合は、共済加入が必須要件ということもありまして、そういったことから辞退された方もいるのかなと想定しております。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第4 報告第3号 令和2年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（中山 哲君） 日程第4、報告第3号令和2年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 報告第3号令和2年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について、報告の内容を御説明申し上げます。

令和2年度色麻町水道事業会計の予算繰越しにつきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費において、南大及び王城寺地内における四竈地区水道施設整備工事に伴う配水管布設工事で、昨年度の大雪及び寒波の影響で仮復旧中の路盤が凍結したため、舗装復旧工事に遅れが生じることとなり、3,041万6,000円の繰越しといたしました。

なお、財源といたしましては公営企業債で2,890万円、当該年度損益勘定留保資金で151万6,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第5 議案第46号 色麻町農業委員会委員の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第46号色麻町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○総務課課長補佐（鎌田一博君） 議案第46号色麻町農業委員会委員の任命について。

次の者を色麻町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会委員等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 色麻町清水字屋敷25番地。

氏名 齋條仁美 昭和34年6月14日生まれ。

令和3年6月15日提出。

色麻町長。

○議長（中山 哲君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第46号の色麻町農業委員会の委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

現在の色麻町農業委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなっておりますが、1名の欠員が生じたことから、後任として清水地区の齋條仁美氏を任命いたしたく、農業委員会委員等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

農業委員の推薦及び公募を令和3年4月15日から5月11日まで行ったところ、3名の

推薦届出があり、農業委員会委員候補者評価委員会において評価を行い、齋條氏が農業委員として適任であると判断し、委員をお願いするものでございます。

よろしく御審議を賜り御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。採決は起立によって行います。

この際申し上げますが、起立しない者は反対とみなします。

議案第46号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中山 哲君） 起立多数です。よって、議案第46号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

#### 日程第6 議案第47号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第47号色麻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 議案第47号色麻町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度の国民健康保険税においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、国民健康保険加入者の税負担軽減を図るため、被保険者一人一人に係る均等割を2分の1に引下げを行ったところであり、今回の改正は、現状では新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに大きく、加入者の生活に対する影響を鑑み、令和3年度の国民健康保険税においても、令和2年度と同様に均等割を2分の1に引き下げるものです。

それでは、改正点につきまして御説明申し上げます。審議資料の1ページを御覧ください。

昨年度の条例改正で、令和2年度分における国民健康保険税の課税の特例として附則

第15項を追加しておりますが、令和3年度においても同様の規定を適用するため、第15項の見出しと本文に「及び令和3年度分」を追加するものです。

附則第15項の表を御覧ください。

表の左欄には、条例本則にて均等割額について規定している条を、中欄には、左欄に掲げる条で規定している現行の均等割額を、右欄には、令和2年度分及び令和3年度分の均等割額を記載しております。

第4条は医療分の均等割額を規定しており、現行の2万5,200円を2分の1の1万2,600円に、第7条は後期分の均等割額を規定しており、現行の7,200円を2分の1の3,600円に、第9条は介護分の均等割額を規定しており、現行の8,400円を2分の1の4,200円にするものです。

第23条は低所得者について、所得金額に応じ、7割・5割・2割の軽減措置が図られ、その軽減金額を規定しております。

第23条第1号は7割軽減、第23条第2号は5割軽減、第23条第3号は2割軽減について規定しており、それぞれの号のアは医療分、ウは後期分、オは介護分の均等割額の軽減金額を規定しております。先ほど御説明しました第4条、第7条、第9条の均等割額を2分の1にすることに伴い、7割・5割・2割それぞれの軽減金額についても2分の1とするものです。

次に、附則について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。

施行期日は公布の日から施行することとし、適用区分にて、改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。

なお、国民健康保険税の試算の結果、この改正により町が宮城県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源は、約1,800万円不足する見込みとなっております。この不足する財源についてですが、国民健康保険財政調整基金の3月31日現在の残高は1億5,140万円で、令和2年度の剰余金処分後の基金残高は1億8,740万円となります。この基金の残高を考慮して、不足額については基金からの繰入れで補うこととして、今回の国民健康保険事業特別会計補正予算にて御提案しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部改正の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第48号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第48号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第48号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,438万5,000円を追加し、予算総額を43億6,709万1,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。議案書12ページを御覧いただきたいと思います。

第15款国庫支出金は合計で8,269万5,000円の増額で、主なものは第2項国庫補助金で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金765万円、学校保健特別対策事業補助金49万8,000円、特定防衛施設周辺整備調整交付金6,700万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金740万円の増などとなっております。

第16款県支出金は合計で878万9,000円の増額で、主なものは第2項県補助金で強い農業・担い手づくり総合支援交付金678万5,000円、まん延防止等重点措置の延長に伴い時短営業協力金交付事業補助金180万円の増などであります。

第18款寄附金は19万9,000円の増で、浦山真治様、早坂恵子様からの一般寄附としてそれぞれ10万円ずつの御寄附を頂戴いたしました。深く感謝を申し上げます。

13ページ。

第19款繰入金は、第2項基金繰入金で財政調整基金繰入金を1,750万円の減といたしました。

第21款諸収入は第4項雑入で農地中間管理事業業務委託金40万2,000円の増、シャクヤク等売却代金20万円の減となっております。

次に、歳出に移ります。

今回の補正では、各款項に人件費の増減がありますが、人事配置によるものを整理したものでございます。当初予算に計上した一般職員数と比較しますと、常勤職員が94人で増減はありません。再任用フルタイム職員が3人で2人減、再任用短時間職員が7人で2人増、任期付職員が2人で増減なし、合計106人で増減はなしというふうになって

おりますが、今回の補正においては、特別会計も含めると1,020万円ほどの減額ということになっておりますが、一般会計だけを見ますと1,633万5,000円の減というふうになってございます。

それでは、議案書14ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第2款総務費は合計で514万1,000円の減額で、主なものは、第1項総務管理費において役場庁舎玄関等タイル改修工事費150万円の増、定住促進奨励金100万円の増などとなっております。

17ページ。

第3款民生費は合計で1,025万円の増額で、主なものは、第1項社会福祉費において敬老会中止に伴う経費216万7,000円を減額し、その代替措置として該当者に5,000円の商品券をお配りするための新型コロナウイルス感染症対策費で敬老祝品支給に係る経費763万6,000円の増。

次のページですね、18ページ。

第2項児童福祉費において、独り親世帯以外の住民税非課税世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金585万円の増などとなっております。

19ページ。

第6款農林水産業費は合計で373万2,000円の増額で、主なものは、第1項農業費において強い農業・担い手づくり総合支援交付金910万5,000円の増などとなっております。

20ページ。

第7款商工費は5月6日から12日まで延長となった時短営業に対する協力金として時短営業協力金交付事業補助金180万円の増となっております。

第8款土木費は合計で5,923万3,000円の増額で、第2項道路橋梁費において学校一号線改良工事費750万円、四竈二号線舗装工事費3,200万円、広域一号線舗装補修工事費2,000万円の増などとなっております。

22ページ。

第10款教育費は合計で438万8,000円の増額で、主なものは、第6項保健体育費において町民運動会中止に伴い町民大運動会実行委員会補助金70万円の減、町民体育館の網戸設置工事費96万8,000円の増などとなっております。

24ページ。

第14款予備費は18万8,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、9ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正ですが、パソコン機器等の借り上げ、令和3年度から令和8年度の期間、限度額5,274万8,000円、印刷機の借り上げ、令和3年度から令和9年度の期間、限度額435万6,000円で設定することを追加するものでございます。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げましたが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書12ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、農業費で1点お伺いをしたいと思います。

今回、農業振興費の中に報償費として、農業次世代人材投資事業サポート者謝礼という新たな項目が設けられております。その内容について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 農業次世代人材投資事業サポート者謝礼についてお答えいたします。

農業次世代人材投資資金の交付金対象者、いわゆる認定新規就農者の方についてでございますが、従来から農業経営のサポートを町、それから農協、普及センターなどの関

係機関の職員で行っておりました。それで令和3年度から、そのメンバーの中に農業者を入れることが必須条件となったことにより、当該農業者に対するサポート会議等の参加時の謝礼を予算化するものでございます。単価謝礼につきましては、非常勤の特別職の日額報酬等を採用いたしまして5,700円といたしました。

それから、そのサポート等の回数ですが、まずは就農状況の確認調査ということで年2回、それからサポート会議ということで、これも年2回、合わせて4回を予定しております。その4回に単価を掛けた2万2,800円ということになりますので、2万3,000円を予算計上したところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、サポート者に対しての謝礼ということで、そのサポート者の資格とかなんかは別段必要なくて、農業に専従なさっている認定農業者の方とか、比較的先進的な農業をやっている方ということで町長が委嘱するというふうに理解してよろしいものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、農業者につきましては、認定農業者の方を想定しております。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第2項道路橋梁費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 工事請負費の中で四竈二号線、そして広域一号線の舗装補修工事費ということで予算が載っておりますが、おのおのどこから行って、その延長ですね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

まず、四竈二号線舗装補修工事でございますが、こちら病院から、加美病院から町境まで396.8メートルでございます。

それから、広域一号線舗装補修工事でございますが、広域一号線の深川から北へ向かいまして、120メートルの舗装補修工事になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

特にここの中で広域一号線、広域一号線は以前からこのような形で舗装補修工事を行っていただいております。今回、深川から120メートルということですが、この広域一号線、以前から路肩が下がると、上下線とも路肩が下がって、これはオーバーレイ等を今までずっとやってきていただいた経緯がありまして、それは大変ありがたかったんですが、特にそこは町の基幹道路といいますか、交通量が多くて、相当数の交通量によって、そういう沈下もあるのかなと思います。ある程度補修はしているものの、危険性が多分あるなあと常に私は思っている道路なんです。

今回、このようなSACO予算ですね、ついた場合に、今回120メートルという話ですが、まだまだ沈下している部分まで全部が全部舗装補修工事ができるものではありませんので、今回このようなSACO予算が来た場合に、なるべくこのような危険な場所を、補修をお願いして交通安全に寄与してもらいたいという思いがあるんですが、町長の考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも町で計画しているように進めるわけですけども、今言われたことについては、よく認識をしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3項河川費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

需用費、消耗品、こちら載っております。小学校費約60万、これの具体的な内容についてお尋ねをまずしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 具体的な消耗品の内容ということでございます。具体的な消耗品の内容といたしましては、コロナの感染症対策ということで消毒液、あと、ペーパータオル、あと、使い捨てのゴム手袋を予定しております。以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） コロナの対策費を利用して消耗品を購入、今回なされるということなんですけれども、これは当初で組むことはできたのではないかと。なぜ今のこの時期の補正なのか、その考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、なぜこの時期に補正なのかというところでの答弁をさせていただきます。

こちらの今回の補正の消耗品については、学校のほうに消毒作業、今ですと契約終わ

っているんですけれども、シルバー人材センターのほうで消毒作業が入っております。その方々が使う消耗品で、消毒液とペーパータオルと使い捨てのゴム手袋ということを考えての今回の補正となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 消毒については、昨年から多分コロナで入っていると思うんですよ。それをなぜ6月の今の時期なのかということになると非常に疑問があるんですが、本来であれば当初予算で組めるものではないかという気がしているんですけれども、再度その点、なぜ今頃か、まあ契約の関係もあるんでしょうけれども、その点をもう少し分かりやすく御説明いただけないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、なぜこの時期になったのかというところでの御回答を申し上げます。

昨年度もシルバー人材センターさんで学校のほうに消毒作業入っていただいていたところですが、一旦3月31日で契約は切れまして、再度6月1日から学校のほうに入って作業をしております。今回のコロナ関係の交付金での事業でしたので、どうしても当初予算のほうには載せられなかったということで、今回の補正となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、9ページに戻りまして、第2表債務負担行為。質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 債務負担行為補正、パソコン機器等の借り上げ、それから印刷機の借り上げの算出根拠。5年間の契約なんですが、5,274万8,000円の算出根拠。1年間にししますと1,054万9,600円という金額なんですが、これは限度額だというふうなことでございますけれども、この算出根拠を詳しく説明していただきたいと思います。

それから、印刷機の借り上げ435万6,000円、印刷機の場合はインク代もかかると思いますが、そういうもろもろの関係も説明していただければなというふうにお願いします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、債務負担行為のパソコン機器等の借り上げと、印刷機の借り上げの積算根拠というところでございますが、

パソコン機器等については、今現在も借り上げしているところがございます。そちらの業者のほうに今年度更新ということで、参考的に見積書を徴収しております。

内容につきましては、まだ流動的ではございますが、パソコンについては80台、85台ほど借り上げ、そちらの85台については教職員、あと、GIGAスクールの関係で使うパソコンの数も入っております。あと、特別教室というものございまして、そちらについては41台の借り上げ、あと、令和2年度でタブレットのほう導入したわけでございますが、タブレットで何か学習したものを今印刷する機器がないということで、プリンターも導入しようということで16台を入れるところでの今見積りを上げてもらって、この金額となっております。

また、印刷機につきましては、こちらは今現在も印刷機入っているところがございます。こちらの印刷機については、職員室の校庭側に設置してある印刷機の更新でございます。こちらについても、学校さんと教育委員会のほうで協議いたしまして、一度デモということで機械を入れて動作環境なりを見た上で機種選定をして、業者から見積りを頂いたところでの積算という形になっております。今回の債務負担行為の金額には、トナー代等の金額については含まれておりません。別途になる金額でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 内容的には、パソコンが切替え時期だということの内容で理解しました。

ただ、これは限度額ですから、何か色麻町さんは割と業者さんに優しいというんですか、金額がね、色麻町さんは裕福なんですよねと。財政が豊かなんですよねと。これはジョークですけどもね、そこまでちょっと言われた経緯があるんですから、この学校機器の今回こういう借り上げ、それから印刷機の借り上げなんですけど、値段が、限度額ということですから、これから下がるんだろうと思いますけれども、往々にして色麻町さんは割と単価が高く取っていただくんだというふうな話をね、ちょっと耳にしたものですから、その辺担当課の課長として、やっぱり質のいいものを与えることは当然なんですけど、やっぱり価格の面も、財政的な面も考慮して考えているのかなということで、ちょっとここで確認しておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

価格につきましては、業者のほうから提案していただいた金額で今回は債務負担行為を設定させていただくんですが、契約する際には入札等行いまして、競争の原理を働かせて契約ということになりますので、そこで安くなると思っております。また、業者と今後打合せもございますので、その中で安くなるところは安くなるように交渉していきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。

今入札というお話が出ましたけれども、何社ぐらい、入札は最低、常識では3社以上という、私からすればそういう自分の頭では考えているんですが、こういう業種の業者というのは何社もないと思いますけれども、やっぱり3社以上の業者に入札すべきなのかどうかを、ちょっと担当課長に聞いておきたいと思います。最後でございますので、よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、入札の業者数でございますが、こちらについては指名委員会のほうで業者数、業者については決定することですので、私のほうから何社ということはちょっとここで確約はできませんけれども、前回の契約の内容、入札状況を見ますと7社指名しておりましたので、そのぐらいは指名することになるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 何点かお尋ねをさせていただきます。印刷機の借り上げ、今11番議員のほうから質疑ありました。私のほうからも何点かちょっと御確認をさせていただきたい、質問をさせていただきたい。

まず、今回はなぜ6年の借り上げ契約、借り上げの債務負担行為にしているのか、1点。

次に、今まで借り上げしていたリースの印刷機と同一条件なのかどうか、今回考えているのが。もし違うのであれば、リースの相対関係はどう考えて今回の限度額を出しているのか。また、借り上げする機材が今までのものとは違うのかどうか。違う際、学校の関係として何を考えて今回提案を考えているのか。

4つ目、今までの機材のランニングコスト及び今回新たに入れようとしている機種種のランニングコストの差はどうなるのか。

5つ目、見積りを、先ほど入札ということでございましたので、取る際の仕様書の考え方及び進め方はどうするのか。

以上、5点お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

まず、なぜ6年間にしたかというところでございます。こちらは毎月の借り上げ料金が抑えられることが、まず1点あります。

あと、6年間という長期間、5年よりも長くなりますので、先生方が使い慣れた印刷機を長く使いたいという要望がありました。こちらのことから今回、学校と協議いたしまして6年間と設定したものでございます。

また、今までの印刷機とどこが違うんですかというところでございます。今までの印刷機につきましては、一度5年間のリース期間満了いたしまして、再リースを繰り返してきた印刷機になります。使用期間は7年ちょっとになります。こちら印刷機の使用状

況ですが、職員室に印刷機1台しかないということで、先生方が休み時間、あと、部活が終わったときに印刷をかけるということで、今渋滞といいますか、すごく利用するに当たっては待ち時間が出てきてしまうということで、なるべく印刷スピードが速いものという御要望がございました。それで今の状況ですと、ほかのところに飛ばしたりして、飛ばしたところに歩いて回収してくるというような状況ですので、そちらを解消するためになるべく早くきれいな印刷が出来上がるものというところで、今回ある業者の印刷機を選定したというところでございます。

それと、ランニングコストについてでございますが、印刷に係っての機械代の部分しか見ておりませんので、インク代については印刷枚数によって変わってくるようになります。こちらについては、ちょっと試算はしておりませんので、どのぐらいの比較かというのはちょっとお答えできない状況でございます。

以上でございます。（「仕様書」の声あり）

○議長（中山 哲君） 答弁漏れあるんですか。（「仕様書の考え方、どうなんですかと聞いているんです。今話を聞くと、仕様書の関係につながっていかなくなるんですよ」の声あり）教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 失礼いたしました。

仕様書の考え方でございますが、見積りに当たっての仕様書ですが、まずもってスピードが速いものということで、当初2つの機種を選定して、両者デモをして使い勝手を確認していただいたというところなんです。ですので、改めてこれと、例えば印刷スピード1分間に何百枚できるとか、いろいろ仕様があると思いますけれども、そういうのは指定しないで、デモをして使い勝手を見ていただいて、学校の先生にどちらがいいか選定してもらおうというところで見積書を頂戴したところでございますので、相原議員さんが言うように、通常ですと印刷スピード、1分間に何枚、あと電気料、消費電力幾らとかっていう仕様書は作っておらない状況での見積りの提出という形でございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き質疑を続けます。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 2問目の2つ目、2回目ですかね、今回、先ほどの答弁を聞きま

すと、使い勝手がいいという話を聞いたんですけれども、仕様書の関係もございます。7社くらいの入札も考えているということで、聞き及ぶところ、加美町、富谷市、大崎市の教育委員会等にもお尋ねし、6年契約している、債務負担行為をしていること自体がちょっとどうなのかなという話も聞いたことあったもんですから、今回お尋ねしたと。

なおかつ、インク代、トナー代、保守点検費、今までのものは多分入っていたのかどうかということもお尋ねしておきたいなど。入っていて、今回入らない。それで金額的に月々幾らかかっていたのか。今回これで計算していくと、本体だけで月々6万何がしという金になるんですが、インク代、トナー代、保守点検費は入っていないということでございますので、その点をどのように考えたのか、町長の考える財政健全化という部分からするとほど遠い話になるのかなと思ったものですからお尋ねしております。その点について、もう一度分かりやすく答弁をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

先ほどの比較の件なんですけれども、1枚当たりの単価の比較がありました。そちらを今お答えしたいと思います。

既存の機械については、白黒印刷ですと1枚当たり1.4円です。カラー印刷だと8.3円です。印刷速度毎分50枚の印刷機でございました。今想定している印刷機の単価等につきましては、モノクロは0.28円、カラーが1.25円、印刷速度については毎分160枚の印刷機になります。これでまずもって渋滞を緩和するということを考えておりました。

あと、先ほどの保守点検等についてはどうなっているんでしょうかという御質問でございしますが、今現在入っている印刷機につきましては、もう単年度契約になっておりますので、保守については入っていないと。壊れたら修理代がかかるよというような状況でございします。トナーにつきましても、ちょっと確実ではないんですが、たしか入っていなかったのかなと思います。今の印刷機ですね。今回の印刷機につきましては、保守については6年間あります。ただ、印刷する際のインク代につきましては、別途ということでございます。

以上でございます。（「月々幾らって聞いてんだからさ」の声あり）

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） すみません。

月々幾らかというところでございますが、少々今資料を出しますのでお待ちください。今現在ですね、約ですね、年間で申し上げますと65万円ほどでございます。年間。月々5万円まで、5万ちょっとですね、5万1,000円ぐらいですかね、でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私これで3回目ですから、しっかりと答弁をいただきたいと思っております。

今までのリース、単年、平成25年に多分入れられた機械ということは聞き及んでいきますので、単年ごとに減って行って5万というのは分かります。

ただ、今回仕様書作る際、競争の原理ということが多分働くということを考えると、やっぱりその点をほかの機種、あとは周りと比べてどうなのか、やっぱり精査する部分には必要なるのではないかなと思うんですよ。限度額ここに載せていますけれども、トナー代が幾らかかるか分からない機種を今回入れられるようでございますので、しっかりとそのあたりは審議の中身をチェックしながらやっていただくような形で進めていただきたいなという考えでいるんですけれども、いま一度トナー代をどうしているのか、今後の仕様書にそういう部分はどうか含んでいくのか。そういった考え、ある程度の条件は変えて別としても、そろえられる部分はそろえると思うんですが、その点の考えはどのように考えているのか、最後の質問なので、しっかりとお答えいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えいたします。

先ほどの消耗品でトナー代は今後の見積りじゃなくて入札の際、どういうふうな扱いをするのかというところでございますけれども、そちらについては、今のところは共通になるかと思っておりますので、別途にするか、込みでのリース代金にするかは、今後ちょっと検討していきたいと思っております。

また、ほかの機種についてもいろいろあると思っておりますので、今回別にデモで入れた機種を含めて、そちらもまた再検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第49号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（1号）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第49号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第49号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から11万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,809万3,000円と定めるものであります。

歳入ですが、議案書30ページをお開きください。

第1款第1項1目一般被保険者国民健康保険税では、議案第47号で御提案いたしました国民健康保険税条例の一部改正を基に、一般被保険者国民健康保険税の均等割分を2分の1に減額し、課税することといたしましたので、1,834万5,000円の減額補正といたしました。

第6款第1項1目一般会計繰入金では、一般会計繰入金人件費分を23万5,000円増額補正としております。こちらは4月の人事異動等に伴うものでございます。

第6款第2項1目財政調整基金繰入金では、第1款国民健康保険税で減額いたしました1,834万5,000円のうち、1,800万円について国保財政調整基金から取り崩し、補填するための増額補正とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。31ページをお開きください。

第1款第1項1目一般管理費では、歳入でも御説明いたしましたが、4月の人事異動等による職員手当等で23万5,000円の増額補正とするものです。

第8款予備費において、歳入歳出予算調整のため34万5,000円を減額とするものです。

以上、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書30ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ここで課長から、あるいは町長等より説明があったんですが、1,800万は均等割の2分の1、それに伴い減額し、その補填分は財調で繰入れということですが、国民健康保険税は現在は所得割・均等割・平等割という形で構成されていますが、今回、均等割の2分の1は理解できるんですが、コロナ禍における深刻等社会、特に経済状況を見ますと、所得割がかなりシビアな数字になっているやに思われます。

よって、今回は均等割だけを補正という形で計上したようですが、均等割については考慮しなかったのか。まあ当然しなかったんですが、その理由等について説明を求めます。

- 議長（中山 哲君） 今のは所得割ですか。（「所得割です」の声あり）税務課長。
- 税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今回の補正で1,834万5,000円を減額ということにしておりますが、こちらの減額理由については提案理由でも御説明いたしました。ほぼ今回の条例改正による均等割を2分の1にしたものによります。

所得割につきましては、所得割の影響は考慮しなかったのかというお話でございますが、まず、令和3年度の当初予算におきまして、既に今回の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、令和3年度の当初予算1億3,531万6,000円ということで積算しております。こちらは前年度比にしますと約1,200万ほど減額ということになっております。今回、ほぼ所得が確定したということで、今年度の国保税を試算しております。その結果、国保税の今年度の見込み、あくまで試算ですけれども、条例改正する前、2分の1に改正する前ですと収入が1億3,485万6,000円ということで、ほぼ当初予算と同額という形になります。差がマイナス46万ということですので、ほぼ当初予算の見込みどおりの結果ということになっております。

以上のことから、今回の減額というのは全て均等割、2分の1にしたものによるということになります。

以上でございます。

- 議長（中山 哲君） 小川一男議員。
- 6番（小川一男君） それではですね、補正前の応益応能率、それから1,800万減額した結果の応益応能率、それと併せてこの基本的な考え方なんですが、応益応能率は大体どのくらいのパーセンテージで目安として捉えているのか、その3点について説明を求めます。

- 議長（中山 哲君） 税務課長。

- 税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、補正前の応益応能の率でございますが、応益で46.95%、応益です。応能では53.05%となっております。補正後の応益応能になります。応益が36.33%、応能が63.67%となっております。

それから、応益応能の割合の考え方ということでございますけれども、一応国・県からの指導では50：50というふうには指導されているところでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

- 議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
  - 第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）
  - 第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第8款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第50号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第50号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、予算総額を221万4,000円とするものでございます。

最初に歳出について申し上げます。議案書38ページを御覧いただきます。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費で、介護支援専門員の更新研修が昨年度新型コロナウイルスの影響で中止となっており、今年度に入り、研修実施団体から更新研修開催の通知が入りまして4名の職員が該当するため、更新に伴う登録手数料及び研修負担金20万7,000円を増額補正いたしました。

次に、歳入の補正の御説明を申し上げます。37ページを御覧いただきたいと思います。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金では、歳出で御説明いたしました介護支援専門員更新研修に係る登録手数料及び研修負担金として20万7,000円を増額いたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書37ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第51号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 議案第51号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動等に伴う人件費と、米軍実弾射撃訓練実施が公表されたことから、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額に伴う歳入の補正であり、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替え補正及び予算第4条に定めました資本的収入の補正を行うものであります。

まず、初めに収益的支出から御説明申し上げます。議案書41ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用1目原水及び浄水費では、給料、手当、法定福利費などで592万9,000円の増額。第4目総係費では、法定福利費など45万1,000円の増額といたしました。

なお、第4款予備費で638万円を減額し、収益的支出予算の調整をいたしました。

次に、資本的収入につきまして御説明申し上げます。議案書42ページをお開き願います。

第1款資本的収入第2項国庫補助金第1目特定防衛施設周辺整備調整交付金では、米軍実弾射撃訓練が公表されたことによる交付額が増額となることから6,485万円の増額といたしました。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての御審議の際質疑にお答えいたします。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書41ページ、収益的支出。

支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

続いて資本的収入、収入から入ります。

第1款資本的収入第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、40ページに戻りまして、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 1 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって令和3年色麻町議会定例会6月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日6月17日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日6月17日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後4時41分 散会